

平成23年第4回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

平成23年12月9日（金曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 中根秋男君	2番 杉浦あきら君	3番 志賀恒男君
4番 鈴木雅史君	5番 中根久治君	6番 都築一三君
7番 浅井武光君	8番 酒向弘康君	9番 水野千代子君
10番 夏目一成君	11番 笹野康男君	12番 内田等君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 大獄弘君
16番 池田久男君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
総務部長	伊澤伸一君	健康福祉部長	杉浦護君
参事	中山豊君	環境経済部長	烏居元治君
建設部長	鈴木富雄君	会計管理者	鈴木政巳君
総務部次長兼 総務課長	大竹広行君	監査委員事務部局長	谷寿美夫君
教育長	内田浩君	事務局局長 教育部次長兼 学校教育課長	春日井輝彦君
生涯学習課長	小山信之君	消防長	近藤弘君
消防次長兼 予防防災課長	黒野英男君		

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 局長 鈴木久夫君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦労さまです。

ここで、お諮りをいたします。

一昨日に引き続き、議場において企画政策課職員が議会だより用の写真撮影をいたしますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(池田久男君) 御異議なしと認めます。

よって、議場内において写真撮影を許可することに決定しました。

写真撮影は、一般質問の質問者を随時撮りますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長(池田久男君) 本日、説明のため出席を求めた理事者は前回同様15名であります。議事日程は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長(池田久男君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、3番 志賀恒男君、4番 鈴木雅史君の両名を指名いたします。

日程第2

○議長(池田久男君) 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内であります。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭に、質問内容は、通告範囲を超えないようお願いいたします。

それでは、一昨日に引き続き、通告順に従い質問を許します。

まず、3番、志賀恒男君の質問を許します。

3番、志賀恒男君。

○3番(志賀恒男君) 議長のお許しを得ましたので、通告の順に従って質問をいたします。最初に、エコモビリティライフの取り組みについてであります。

平成23年11月6日に、愛知県あいちエコモビリティライフ推進協議会の主催により「エコモビリティライフ県民の集い」というものが開催をされまして、私も参加をしてまいりました。

エコモビリティライフという言葉は、なじみのない方もお見えになるかと思いますが、環境のエコロジーのエコ、移動のモビリティと生活のライフ、この三つをつなげた造語であります。目指す姿は、車と公共交通、自転車、徒歩などを賢く使い分けるライフスタイルであります。

具体的な例といたしまして、車の利用を控える、電車、バス、タクシーなどの公共交通機関を利用する、近い距離ならば、自転車や徒歩で移動する、あるいは、エコカーやカーシェアリングを利用する。このライフスタイルの目指す姿というものは突き詰めますと、すべてCO₂の削減に通じるということであります。

この推進協議会は、設立されましたのは平成20年7月であります。会長には愛知県

知事、副会長は県商工会議所連合会会長、中部経済連合会会長であります。そして、その構成メンバーは、58の県下の行政関係機関、小中高校長会、大学など16の教育関係機関、12の経済団体、中部鉄道協会、愛知県バス協会、タクシー協会など40の事業者団体・企業、23の地域団体、NPOなどであります。また、事業活動の充実を図るために、国の地方機関によるオブザーバー、学識経験者等によるアドバイザーが設置をされております。まさに官民総力を挙げての取り組みであります。

幸田町も一行政関係機関として構成メンバーとなっております。構成メンバーとして幸田町は既に3年が経過しております。今までの取り組みの検討状況と実施事項について、お答えいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） エコモビリティライフにつきましては、ただいま議員がおっしゃられたとおりでございます。そこに私ども幸田町も参加をしておるところでございます。

20年の7月以降の本町の取り組み状況と、こういうことでございます。

愛知エコモビリティライフ推進協議会という組織がございます。その重点的な取り組み事項として、主に3項目が掲げられております。エコモビリティライフに関する普及啓発、エコ通勤・エコ通学への転換促進、パークアンドライドの普及促進の3点を大きく掲げて推進をすることとされておるところでございます。

これを受けまして、本町でございますけれども、平成22年3月からでございますが、町内の19、幸田町も含めてでございますが、19の事業所の参加をいただきまして、エコ通勤の勉強会を計4回開催をさせていただいております。

勉強会につきましては、22年の2月5日と25日、9月29日、それから23年の2月25日の4回を開催させていただいております。また、エコドライブ講習会につきましては、22年の12月に開催をさせていただいております。

さらに、3点目のパークアンドライド駐車場の整備につきましては、議員御承知のように、幸田駅、相見駅で進めておるところでございますが、相見駅に500台の駐車場を整備しておるところでございます。

また、公共交通機関の利用促進の面でございますけれども、こちらにつきましては新駅の整備、それからコミュニティバスの導入、さらには電動アシスト自転車のモニター事業等の補助事業をこれまで実施してきておるところでございます。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） ただいま町としてもエコモビリティライフについての取り組みをしておりますということでした。

愛知県は、平成23年度の取り組みとして、エコモビリティライフ実践促進のモデルとなる取り組みに対して、県が経費の負担や事業振興への協力を行っております。各市町から提案のあった取り組みのうち、審査委員会で四つの事業を選定いたしました。

一つ目が、武豊町のコミュニティバス利用促進友の会の活動であります。

二つ目が、南知多町のまちづくり協議会「きずなの会」の活動であります。

三つ目が、西尾市の「わがまち再発見隊」の活動であります。

四つ目が、稲沢市の祖父江町商工会の活動に対する支援であります。

幸田町は、この県の主催をいたしました実践促進のモデルとなるべく提案を求めているわけですが、幸田町はどのような提案を県に行ったのでしょうか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 平成23年度におけるエコモビ関連の取り組みということで、県から照会がございまして、それに対する本町の取り組みの例ということで、この県がまとめた資料の中に数点載っております。

これにつきましては、先ほど申し上げましたエコ通勤勉強会ですとか、パークアンドライド駐車場の整備、さらには電動アシスト自転車のモニター事業等を私ども報告し、これが載っておるところでございます。

先ほど議員がおっしゃられましたように、この4カ所が実践モデル事業として報告がされました。このような県下にモデル的な事業として報告をされるような取り組みは、残念ながら幸田町ではまだ、そこまでの取り組みがなされたという評価がされなかった部分もあろうかと思っております。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 残念ながら幸田町のモデルについては、特に目立ったところがないということで採用はされなかったと、選定はされなかったということですが、それでは、県の選定をしたモデル事業、四つの事業を県は選んだわけですが、選んだ以上は、すぐれた点があるから四つのモデル事業として選ばれたということだと思います。町として参考にすべき点が多々あるのではないかとこのように考えますが、いかがお考えでしょうか。お答え願いたいと思っております。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 先ほど議員から御紹介のありました四つのモデル事業につきましては、武豊町におきましてはコミュニティバスが広げる観光とバス活用すると、レスピーカードというテーマで取り組みがなされております。それから、南知多町におかれましても名称としては「まったり・発見南知多」「海っ子バス」「お宝発見ツアー」ということで取り組みがされております。

このいずれも本町が今から取り組んでいこうとしておりますコミュニティバスをキーにした取り組みでございます。そういう観点では、私ども今後、来年4月からは福祉バスをコミュニティバス化していくと。それで、だれでも気軽に御利用いただける公共交通機関として模様がえをしていく、そういうことですので、この関係では大いに参考になるのではないかとこのように思っております。

例えば、バス停ごとの目的別コースの明記、あるいは、停留所の表示方法等もあろうかと思っております。ただいまバスの関係で申し上げたわけですが、バスに限らず、エコモビリティ、優良な事例として報告をされておるものについては、取り入れられるところがあるならば進んで取り入れていくべきであろうかと思っております。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 福祉バスからコミュニティバスへの転換が来年度から始まります。それに向けて今積極的な取り組みをしていきたいという回答が得られまして、エコモビリティライフを促進する上での一つのいいきっかけになるのではというふうな感触を得ました。

一方、このエコモビリティライフの県民の集いの中で、岡崎市の例が紹介をされております。岡崎市では、二つのテーマを軸にして、各種取り組みを行っております。

一つ目のテーマは、鉄道や既存のバス路線と連携した利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた取り組みであります。二つ目のテーマは、バスの待合、乗り継ぎ環境の整備、公共交通情報の提供や公共交通利用に対する市民行動の変革ということであり、この二つをテーマにして、いろいろな施策を打っております。

例えば、岡崎市内でバス系統がない、あるいは、バスサービスの水準が低い市内の東西軸の基幹バスの運行を3年間の実証実験を経た上で、平成23年度から本格運行を開始しております。また、移動需要の多い岡崎駅から中心市街地を經由して、岡崎市民病院間の快速バス「岡崎エクスプレス」をやはり3年間の実証運行を経て、平成22年度から本格運行しております。

また、岡崎市も中心市街地の活性化が求められております。中心市街地の活性化を目的に商店街の事業者などの支援を得て、コミュニティバス「まちバス」の運行を平成19年から実施しております。

また、先ほど総務部長からも話がありましたが、エコ通勤の促進を市内の事業者を対象に、マイカー通勤から転換の働きかけを実施しております。さらに、公共交通のマップの作成なども作成配布して、利用者の便を図っております。

幸田町にもすぐ採用できそうな事例が隣の岡崎市で実施をされております。コミュニティバスに関係をしておる内容についてももう少し詳しく、幸田町で採用しようとしている内容についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 岡崎市の取り組みが私どもへの参考とすべき点が多々ございます。11月6日のエコモビリティライフ県民の集いでは、岡崎市から基幹バスネットワークの整備等の、ただいま議員が申されたような事例が紹介をされております。

そのうちの基幹バスネットワークの整備につきましては、バス系統がない、あるいはサービス水準の低い市内東西軸のバス路線を構築するというのでございますが、これを本町に置きかえてみますと、本町の具体的には、南部地区の方は比較的、商業施設等が不十分な地域であろうかと思っております。そういう幸田町に置きかえれば町の南北軸、それをJR及び路線バス移動、あるいは、これをコミュニティバス化したときには、南回りのバスを今まで商業施設へアクセスしておらなかったわけですけれども、それをエコープなどへの商業施設へもアクセスをしていく、そういうような考え方もできるのではないかとということで、ルートの見直しの中に、その重要なテーマとして位置づけて検討をしております。

また、岡崎市が作成をされました公共交通マップでございますが、こちらにつきまし

てもバスを中心に作成を検討していく、そういう考え方でございます。

エコ通勤等への取り組みにつきましても22年度の勉強会によりまして周知徹底をいたしました。今後も効果的な取り組みについては提案をしていくべきであろうと思います。また、岡崎市に限らず、よいものはよいものとして取り入れていく、そういうスタンスがCO₂の削減、このエコモビリティライフの実践のキーになるかと思っておりますので、そのように努力をしていきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 岡崎市に限らず、ほかの市町のエコモビリティライフの活動について、参考にして取り入れていく姿勢を見せていただきまして、また、その努力を継続されることを望むものであります。

私は、この県民の集いの機会に、推進協議会の事務局を務めておりました愛知県地域振興部交通対策課の人に直接お話を伺いました。私は、「エコモビリティライフの活動で必須の事項は何ですか。成功するための秘訣はありますか」という質問をいたしました。次のような答えが返ってまいりました。

「各地域には、その地域独特の状況があります。したがって、一律の、これをやれば、もうエコモビリティライフ百点満点ですというものはありません。他の地域の事例を参考にして、その地域独特のやり方で取り組むことが重要である」という回答でございました。

私は、幸田町においても地域と工夫で、まずできるところから、一人の人でも自動車からコミュニティバスへの転換を図るということで、ぜひともコミュニティバスの乗車率アップのためのいろいろな諸施策を取り組んでいかれるのがよいのではないかとこのように提言をさせていただいて、この質問を終わります。

続きまして、職員の定員について質問をいたします。

第9次幸田町行政改革大綱に「時代の変化に対応した人材の育成及び行政体制の整備」というふうに書かれております。そして、その具体的な事業といたしまして「定員適正化計画の策定」という文言がございます。

平成21年に検討をいたしまして、平成22年度から策定というふうにあります。その実施状況と実施をした結果について十分効果が出たのか、あるいは、さらなる見直しが必要であるのか、御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、エコモビリティライフに関しましては、大変貴重な御提言をいただきました。本県に限らず、先進的な事例、優良な事例は、行政各般にわたって他の自治体から学べるところは学ぶべきだというふうに思います。そのような姿勢で取り組んでまいりたいと、かように思っております。

それから、職員の定員に関しての御質問でございます。第9次行革における定員適正化計画の件についてのお尋ねでございます。こちらにつきましては、今現在、この適正化計画が策定をされておるかとお申し上げますと、残念ながら申しわけございませんが、策定はされておられません。

しかしながら、この策定はしてございませんけれども、各部課長から町長、副町長、直

接ヒアリング等も実施をいたしまして、人員配置が適正であるかどうか、業務量に見合ったものであるかどうか、そういう観点でのヒアリングを行い、人事管理には努めておりますが、この適正化計画に基づく成果等につきましては、残念ながら申しわけございませんが、正直なところ御説明ができないと、こういうことでございます。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 適正化計画は策定を残念ながら、していませんという回答でございました。

ただいまの答弁、回答は大変私にとりまして、あるいは、幸田町にとりまして不幸なことであります。まさに、あいた口がふさがらないというか、啞然としてしまう内容でありました。

行政改革という言葉は、なぜ改革という言葉を使うか。日常業務の延長、単なる適正化、きれいごとで改革ができるはずはありません。人員計画は大変難しいです。組織の人間が、あるいは、人員が適正であるかどうかということを判断をするというのは大変困難が伴います。

私はサラリーマン時代に、部下450名の設計者、実験部隊の管理職をしておりました。その経験によりますと、適正な人員配置が行われていない場合には何が起きるか。一定の業務量に対して人員が不足をしているときには、その弊害はすぐにあらわれてまいります。具体的には、通常は残業時間が大変ふえてきます。あるいは、業務計画のおくれが発生します。あるいは、業務の質の低下などが起きてまいります。

じゃあ、これに対しまして、業務量に対して人員が多過ぎるとき、あるいは余剰な人員が配置されているときには、どのような現象があらわれるのでしょうか。ということでございますが、通常は、残業時間の減少という格好で顕著にあらわれてきます。その次に、業務計画が確実に遂行されます。あるいは質の高い業務が遂行されます。ということが現象として出てまいります。この状態ですと過剰な人員配置になっているかどうかというのは、なかなか表面にはあらわれてきにくいものであります。人間の悲しいかな本性として、給料が同じならば、少ない仕事量で忙しいふりをすることは比較的簡単であります。

人員配置が適正に行われているかどうか、客観的に調査する方法が幾つかあります。その一つを紹介いたします。これは、民間会社では同業他社、幸田町の場合ですと、人口規模が同じ市町の組織と比較をして、同じ業務を何人で行っているかを調査するとわかっております。

県が公表をしております平成22年の各市町の職員の状況調査結果について、私は調査をいたしました。幸田町と類似の蟹江町、東郷町、武豊町、これらの町の一般行政部門の職員の数を調べましたところ、幸田町は215人、蟹江町は183人、東郷町は226人、武豊町は265人であります。人口1万人当たりの職員数という切り口で見ますと、幸田町は人口1万人当たり職員数が58.9人であります。蟹江町は50人、東郷町は55人、武豊町は63人という結果でありました。

幸田町は、人口1万人当たりの職員数ということでは若干多目かなあという気はしましけれども、これですと、まあこんなもんですよと言われれば、そうかなという感じで

あります。

そこで、さらに細分化して、一般行政部門を業務別に調査をいたしました。そうしましたところ、興味深い結果が出てまいりました。一般行政部門の農林関係に従事しておる幸田町の職員の人数は16人であります。蟹江町は3人であります。東郷町は4人あります。武豊町は若干人口が多いこともありまして4万1,700人の人口であります。幸田町の人口は、この当時では3万6,500人。ほかの町に比べ、幸田町の農林関係の職員が私は異常に多いなというふうに思います。この結果についてどのように考えているか、答弁を願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） ただいま議員から蟹江、東郷等との比較で御指摘をいただきました。職員の部門別といいますか、適正な人員というのは、その自治体のそれぞれの特徴がございますので、一律の物差しではかることは非常に難しい部分がございます。

それで、私どもが一番参考といたしますのは、市町村の中でも人口だけではなく、その産業構造等に基づく類型というのが国でなされております。その類型でいきますと幸田町の場合、5の1類型になります。これが全国で40町あるわけでございますが、これは人口2万人以上、産業構造は2次、3次が80%以上で、かつ3次産業が55%未満の町村という定義がされております。

この自治体で比べてまいりますと、愛知県内には東浦町、武豊町、大口町が該当しております。これらの人口1万人当たりの職員数で見ても、幸田町は58.9でございますが、東浦町は61.1、武豊町が62.6、大口町は67.4ということで、県内のこの類型の中では、特段高いとは思っておりません。

さらに、農林部門の職員の御指摘がございました。農業部門につきましても、いろいろな比べ方があろうかと思えますけれども、議員が御指摘をされました町の農業の状況を見てまいりますと、経営耕地面積が本町と比べて、いずれも少ない。あるいは、もろもろの農業経営体等も少ないとか、農業就業人口も少ないとかいろいろ、幸田町のほうが需要としては多くなっております。このことが先ほどおっしゃられた16人が適正かどうかということには、すぐには説明がつかないわけでございますけれども、冒頭にも申し上げましたが、状況がそれぞれの市町で違う中で比べることは非常に難しいということでございます。しかしながら、この人員管理につきましては、冒頭でも申し上げましたけれども町長等のヒアリングを行い、また、幸田町独自の施策の方向等もございしますので、そういうものも勘案をして配置をしておるのが現状でございます。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） ただいまの答弁によりますと、農業関係の経営耕地面積の違いですとか、規模の違い、あるいは、農林業経営体数の違い、農業就業人口の違い、規模の違いというようなことで、一概に比較はできないのではないかと。また、職員の数については、きちっとヒアリングをやって適正になっておるのではという現状肯定の答弁でございました。

それでは、ここでちょっと視点を変えて、ここにあります平成22年度の町の部課別の時間外勤務状況の一覧表に基づいて質問をいたします。

まず、各論の質問に入る前に、町の職員の残業の指示管理についてはどのように行っているのか、お答え願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） これにつきましては毎年度の目標設定を行っております。それで、前年度及び前々年度の時間外勤務時間数の少ない年度のほうの各月の時間外勤務時間数の7割を当該年度の時間外勤務時間数の目標値に設定をし、それを部課長会議等で機会あるごとに進行管理に努めておるところでございます。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 町では目標設定を行って、それに基づいて残業をしております。ということございました。

民間会社の中ではどのように残業指示を行っておるかということですが、一般的に労務管理上、労働基準上、このようにしておるのが通例だという、あるいは、そうすべきであるというふうに思います。

部下が残業をしたいときは上司に残業をしたい旨申告、申し出を行います。上司は、なぜ残業をする必要があるんだというのを問いただした上で、やむを得ないときには何時間残業をするかという指示を出します。あくまでも上司の指示で部下に残業をさせるということでありませう。

町の中で、いろんな組織があるわけですが、最も残業の多い部は総務部であります。職員は42名在籍をしておりますが、1カ月の平均残業時間は21.5時間でありました。ほぼ毎日1時間の残業であります。最も残業の少ない部は環境経済部でありました。職員28人在籍をしてみえますが、1カ月の平均残業時間は驚くなかれ、単に4.6時間、1カ月で4.6時間の残業時間です。1カ月4週間大体あるといたしまして、1週間は1時間残業をやり、あとの3週間は残業ゼロで仕事がおこなわれるということになります。

そこで、環境経済部に焦点を当てて、2点質問をいたします。

1点目が、産業振興課の農業振興グループに7人在籍をしておりますが、現状の仕事の量と今後新たな振興事業というのが何がありますか。

二つ目が、産業振興課の土地改良グループというのがあります。4名在籍をしてみえますが、現在の仕事の内容と今後新たに予定をしておる土地改良事業、整備事業はありますか。お答え願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） まず、1点目のお答えでございますけれども、農業振興グループに7人、どのような仕事をということがまず1点目でございますけれども、農業関係の団体の指導、調整、それから、今後の農業構造等に向けた計画に沿って事業計画、あるいは実施を努めております。そういう中におきまして、その新たな取り組みということですが、政府の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画の中で、戦略の一つとして新規就農者の増加と規模拡大の……

具体的に申し上げますと、新規就農者支援事業、そして利用集積推進事業といたしまして、兼業農家等に経営転換を促す。これによりまして利用集積を図ろうとする事業で

ございます。この事業により日本の農業構造の足腰を強いものに転換を図っていこうという目的であります。この事業を実施しようとした場合には、地域農業マスタープランの策定が前段で条件となっております。なお、24年度からかかっていきたいということで現在、予算の要求もしてございます。

続きまして、土地改良グループの関係で申し上げたいと思います。

新規、それから現在の状況ということでございます。私ども町の一大事業として、平成25年から実施を予定がされております広田川遊水地計画、いわゆる菱池地内の部分の約30ヘクタール、この遊水地を除いた部分の整備というものを遊水地計画とあわせ、整備を今後展開していく必要があるということで、考えらえる方策としては圃場整備、あるいは、それにかえた用排水路、路線的な整備の計画、そして実施が求められてくるということで、既にこの23年度、一部、打ち合わせ等の中にも入り、今後の事業実施に向けて計画づくりから入っていこうということを予定されております。

なお、通常の業務でございますけれども、土地改良は今日まで町内一円の農業施設、あるいは農地等を圃場整備、あるいは、それぞれの単独事業で実施してまいりましたが、それらの管理、それから新たに不足する部分の整備、例えば、農道・用排水路、ため池、揚水機場、そういうものの管理や整備、それから、また圃場整備は完結してございません。一部ございますが、そちらの推進。あるいは、国補をもらって現在進めております農地・水・環境保全、それらの事業の継続ということで、20を超すような地区の指導調整。それから施設の老朽に対する適正管理事業。それから、排水時の問題ということで、排水機維持管理事業。それから、恒常的に毎年行っておる県の補助をもらう、あるいは、単独で町のほうから補助をいただいて実施する単県単独土地改良事業というもの等に従事をさせていただいております。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） ただいま環境経済部長がお答えになりましたが、新規の事業としては、新規就農者の支援事業ということと菱池遊水地の事業計画がありますという、この大きな二つが目玉かというふうにお答えいただき、また継続的に、事業の継続的なものがありますという回答でございましたが、新たな事業に対し農業振興グループの7人と土地改良グループの4人は、今、新規の事業も考慮しても継続的に必要なのか、あるいは、もっと要るのか、あるいは削減できるのか、見通しをお願いしたいと思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 2グループの今後の新たな事業も含めまして人員について、どういう考えかということでございます。

先ほど、農業振興グループの件で、新規の24年度の予算要求から始まるということで申し上げた内容を含めて事務の内容を幾らかわかる範囲で、マスタープラン等の内容も聞き及んでおります。そういう中で私思うには、現在の体制をふやさずとも、この中でやり切りたいと。事務的には少々きつくなりますけれども、何とかこれをやり切っていきたいという考え方でございます。

それからもう一方の土地改良グループのほうでございますが、この新たな菱池遊水地の関連に伴います整備、これは新たに起こすわけでございますが、既にこの改良グルー

ブには4名の職員を配置してやっております。これは、事業的には県営事業とか何かの仕組みになるんじゃないかと。また、したいなど。単独でやるようなことは避けてもらいたいということで考えてございますが、現、この4人の中で何とか圃場整備の完結見込みもついてきてございますので、これに乗りかえるとして、現体制の中で何とか賄っていきたいという考え方でございます。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） ただ今の答弁によりますと、現状維持で何とかやっていきたいということでございます。業務計画、あるいは過去の統計データ、こういったものは時として自分の都合のよいところだけを取り上げて、自分の都合のよい結論を導き出すために使われることが多々あります。先ほどの答弁にありました農林関係の16名は、ほぼ適正であろう、その中でやっていきますというのがそのよい一例であります。

私は、愛知県の公表した農林業センサス結果2010年というものを持っております。この資料によりますと、幸田町の農家は519戸、蟹江町は227戸、東郷町は265戸、武豊町は205戸、幸田町の農家の数は約2倍前後の戸数となっております。この数字だけ見ると、あ、ほかと同列に扱ってはいかんのだなということがわかるかと思えます。

じゃあ、統計の別の項目を調べますと、どんな結果が出てくるか。日本の農業の中で最も評価しなければいけない、必要なことは、専業農家への生産性向上、集約化であると私は思います。それでは、専業農家の戸数はどうなっているでしょう。幸田町の専業農家、県の統計資料によりますと58戸であります。蟹江町は30戸、東郷町は30戸、武豊町は53戸であります。専業農家に限って見れば、幸田町は58戸の専業農家に対して16人の職員を配置していることになります。私は、この数字はまさに異常であるというふうに思います。

農林関係職員16人を他町並みに6人、10人減らすことにより、人件費だけで年間5,000万から6,000万浮かせることができ、農業振興予算として理論上扱えることとなります。農林部門の16人の職員数を異常に多いと感じない人に行政改革ができるはずはないというふうに私は思います。

今回、私がこの定員の件について質問をすることになりましたきっかけは、ある町民の方から町の職員に暇な部署がありますよという情報提供があったからであります。この言葉を真摯に私は受けとめるべきであるというふうに思います。今後の対応について、私は町長の見解を聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 職員の問題につきましては、志賀さんなりの分析をされて、今お話しになったわけでありまして、私ども常に、その職員の定数の配置計画につきましては毎年、その部の課長と部長の面談をしながら、職員との面談をしたものを副町長、総務部長で部長面談というのをやっております。その段階で新年度にどういう仕事か、どうなるのか、どういう仕事かなくなるのか、それはお互いに部長と総務部長、総務課長、それから副町長がチーフで全部、その部の職員の体制を図って、私の報告がござい

そういう中で今、特に農業部門のところを志賀議員がおっしゃったわけでありましてけれども、専業農家だけが農家ではないと思っております。それは、企業に勤めながらも、しかしながら日本の美、田んぼを守っている、緑を守っているという、そういう方も多くいらっしゃるのが先ほどおっしゃった519戸、それ以外にもまだあるかと思えますけれども、そうして日本の衣食住、地産地消を守っていただいている。単に専業農家だけが地産地消を守っているんじゃないで、兼業農家でも皆さん守っていただいているということを御承知おきをいただきたいなあと思っております。

私は、幸田の根幹は、今は工業地域が大いに発展をいたしておりますけれども、根幹は農業でありました。私は、農業は今後ともさらに重点的な施策としてやっていきたいというふうに思っておりますので、その中で職員を、非常に多いと、6人でいいんじゃないかというお話でございますけれども、先ほどいろいろ環境経済部長が申し上げた。もう少し余裕があったような回答をしたかもしれませんが、私も行政改革の一つの中で、人の問題については一番大きな問題でございます。しっかり再度見直しをかけて、来年度に向かっていきたいなあというふうに思っております。

農業は単なる表向きだけでなく、なかなか奥の深い仕事でございます。町と農協といろいろ指導をいたしておりますので、その辺もひとつお考えいただきたいと思っております。全体には、来年度にも農業だけでなく全体の見直しをかけてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 誤解をされておるようで、若干困惑をしておりますが、私は農業の例を取り上げただけで、別に農業の振興を妨げようとかそういうつもりは全然ございません。民間で人員を減らそうと、業務を効率化しようといったときには、どういうことを行うかという事例を紹介して私の質問を終わりたいと思っておりますが、民間では、各部門に一律に何年間で、例えば、3年間で10%の人員を削減しなさいという指示を出します。10%削減を一律にやりますので、困った部長さんとか、あるいは、この新規のテーマができなくなっちゃうじゃないかと言って、各部署の長は抵抗してきます。理由を言ってきます。そのときに話をきちっと聞いて、もっともだなあという場合には人員を、増員を認める。10%の目標でやるんですが、いろいろな理由、状況を考慮すると、だんだんとその10%が8%になり、6%になり、最後には5%の人員削減が、それでも達成できましたと。

人員をふやさない、ふえることが認められなかった部署はどうするか。業務効率化をやるんです。業務改革やるんです。それでスリムな経費で一般行政事務が回るようになっていくんです。パソコン化もその一例だと思います。こういうがけつ縁に立った苦勞、改革、業務改善、あらゆることをやって人員削減が達成できるんです。そのことをよく肝に銘じて、次の第9次以降の行政改革を立案していただきたいというふうに切に願って、私の質問を終わります。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 大変ありがとうございました。行政改革につきまして、民間の厳しさということのお話をいただきたいと思っております。私どももがけつ縁に立ってぐらいの

気持ちで、しっかり内部を検討させていただいて、来年度に対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 3番、志賀恒男君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時07分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、中根久治君の質問を許します。

5番、中根久治君。

○5番（中根久治君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問をします。

初めは、幸田町の保育行政についてであります。

私は、就学前の子どもの保育について、かかわりを持つようになって、ことしで8年目になります。その間、幸田町の保育行政は少しずつ少しずつよい方向に向かっていきます。しかし、その変化はとても遅く感じます。最近では、幸田町の保育行政が長期的にしっかりとしたビジョンと計画を持って進んでいるかについて疑問を持っております。

12月5日、ついに社会保障と税の一体改革が動き始めました。マスコミの話題は消費税と年金問題になっておりますが、これには子ども子育て新システムが入っています。この新システムは、子どもの未来のためにどのような保育が大切かという保育の本質論はほとんど述べられておりません。それよりも経済政策から少子化対策とか雇用促進という経済の新成長戦略に組み込まれた施策の一部であります。

また、消費税を値上げるための理由づけにも使われているなという気がしております。このままでは保育の産業化が進み、子育ても金次第となる時代が来ると思います。既に都会では、学童保育が産業化して50万人と言われる利用者があるとして、学習塾や民間の鉄道会社が学童保育に参入をしております。幸田町もその前にしっかりとした幸田町版子ども子育てシステムをつくるべきだと思っております。

今までは、国は小泉改革の財源一般化とか一般財源化とか、認定こども園などで、町の保育行政を振り回してきました。町も振り回されるだけで、ちゃんとしたビジョンを持たずに「検討する」で過ごしてきました。さらにこれからは、子育て新システムに振り回されることになるかと思っております。

幸田町は、平成12年のエンゼルプランから始まり、平成23年には次世代育成行動計画後期計画と保育行政のプランを発表しております。その間一貫して公立保育園の民営化と幼保一元化の方向について検討すると述べております。また、平成16年の第7次幸田町行政改革大綱に始まり、本年度までの第9次でも検討すると述べております。足かけ9年間検討するが続いております。確かに一時期民営化を検討する実績がありましたが、その後もずっと検討です。

そこでお聞きしたいと思えます。検討すると言い出してから本日まで実質9年間、特に後半の3年間に具体的に検討した実績があるのかどうか、会議日数とか回数とかを含めてその成果と進捗状況をお聞きしたいと思えます。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

参事。

○参事（中山 豊君） 保育行政子育て支援につきましては、国の今議員申されましたようにエンゼルプランや少子化対策プラスワン計画等に基づき推進をし、平成17年度に次世代育成支援行動計画を平成21年度まで5年間前期計画として定めまして、さらには平成22年度から平成26年度まで後期計画として定めて推進をしておるところでございます。保育園の民営化、幼保一元化の方向につきましても保育サービスの充実のための保育教育の多様な選択肢ということで前後期の次世代育成支援行動計画の中や、議員おっしゃられました行革の中で取り組み等の検討をするということとしております。

実績、進捗状況ということでございますが、平成18年度の民営化検討委員会以降に、民営化等の実施に向けた検討委員会等、具体的な会議は開催をしておらず、児童課において子ども子育て新システム制度等、民営化に影響を関係する情報を得ながら随時民営化等の効果等の検証をしておるといような状況でございます。

特に、冒頭これも議員申されましたように、昨年から保育園の民営化に大きく影響します子ども子育て新システム制度の協議が国のプロジェクトにより本格的に進んでおりまして、年内に制度内容等が取りまとめをされ、次、通常国会に法案として提出をされる予定でございます。この制度実施に向けてのさらに情報を得ながら今、今後の対応を考えておるところでございます。ということでございます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 町政の検討するという言葉の意味が少しはつきりわかってきました。町政の改革というのは、まずこの検討するという言葉を減らすことから始めるのがいいんじゃないかなというふうに思っております。

続いて質問をします。

次世代育成支援行動計画後期計画は、次世代育成支援地域協議会というのを設置して検討するということのようにですが、今後の計画について、またそれがどのようなものかについて教えてください。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（中山 豊君） 後期計画につきましては、前期計画を受けましてさらに幸田町の保育行政、子育て支援につきまして児童に対します保健、保育教育等施策の課題ごと、取り組みやその方針を定めましてその実現をしていく計画でございます。町を初め関係機関、地域が連携をして進めているところでございます。特に保育行政、施策につきましては、国の保育指針等を基に、保育サービス充実のための具体的目標、そういった数値を定めて取り組んでおります。また、本協議会につきましては、関係行政機関や地域等委員の皆さんと本計画の進捗状況を継続的に強化、点検をするとともに、施策に対する問題提起や提案をしていただき、適宜本計画の見直しをし、計画の実効性を高め進めていく会議でありますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） お聞きしますと、どうもこの総花的な計画が多くて、一つ一つの具体的なビジョンが見えていない、また肉づけないなというような気がしております。

映画村のロケセットかなと、全体を見るととても納得するんですが、裏側を回ってみるとびっくりというような感じかなというふうに思っております。

保育行政は、次世代育成支援行動計画のような多方面にわたる行動計画の一部ではなくって、保育行政に限定した専門委員会を組織し、活動すべきかなというふうに思っております。公立の保育園の運営をどうするかではなくて、すべての、幸田町すべての就学前の子どもたちの育ちを一貫して支える視点こそ大事かなと思いますので、これがいわゆる児童福祉法の本質です。こうした幸田町版子育てシステムがないということが保育行政の一番弱いところかなというふうに思います。

そこでお聞きしますが、幸田町の保育行政の専門の諮問機関をつくって今後保育行政について具体化していくというような考えがとおりかどうかお聞かせください。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（中山 豊君） 幸田町の子ども子育て支援の計画推進につきましては、現時点、この次世代育成支援協議会の中で保育行政、保育サービスの充実についても協議をし、先ほど申しましたように、目標値を掲げながら進めておるところでございます。さらに保育所の計画運営等に係る事項につきましては、町には保育所運営協議会組織もあり、毎年保育計画や実績を評価、協議をしておりますので、今後もこれらの組織の提案、御協議をいただきながら保育行政を進めていきたいというふうに考えております。

なお、子ども子育て新システム制度になりますと、児童の保育教育を一体的に進めるということになりますので、制度として一体的な教養ができますように子ども子育て会議として新たな地域協議会、こういった方向も含めて今後考えていきたいというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 国の新システムはまだ法律化しているわけじゃありませんので、その先の話ですから今現実の話をしていきたいと思っております。

ここからは、西三河9市の保育園、幼稚園の現状と比較して幸田町の子育てシステムについてお聞きします。

その1は、幸田町には公立の幼稚園がないということでもあります。現在、町内の40%の就学前の子どもが保育園以外の施設を利用しております。同じ幸田町の子どもでありながら保育園に入りたくても親の保育に欠けるという絶対的な要件がないために、40%の子どもが受け入れられません。町が児童福祉法の24条、39条を受けて保育園を設置した時代と現在の社会情勢は大きく違うと思います。幸田町として受け入れていない40%の子どもたちは蚊帳の外に置いて、受け入れた60%の子どもたちだけに多くの税金を使い、休日保育など小規模保育サービスを拡充しております。なぜ、40%の子どもたちが置き去りにされたか。それは、町が児童福祉法の最も大切な部分である第1条から3条までを大事にしていないからです。多くの自治体がこの残された40%の子どもたちのために保育園をつくっております。町には保育所をつくる義務があり、それには多額の補助金もありますので、でも幼稚園をつくる義務はありません。しかし、等しく幼児教育を受ける機会を与えることの大切さ、不公平感をなくすために幼稚園は必要です。西三河市町の中で公立の幼稚園がないのは三好と知立と幸田だけです。

三好と知立は幼稚園がないかわりに私立の保育園や無認可の保育園に手厚い補助をしております。幸田町もすぐに人口が4万人、さらに5万人とふえていきます。これほどの大きな町になろうとしているのに、公立の幼稚園が一つもなしでは保育行政の型落ちとなります。

そこでお聞きしますが、幸田町も私立の幼稚園があるから必要ないのではなくて、町の責任として児童福祉法や学校教育法の精神からして、人口増に対応するためにも公立の幼稚園か認定こども園をつくる考えがあるかどうかお聞かせください。

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 幼児教育につきましては、現状として町内外の民間幼稚園にて実施されており、また今後とも少子化の傾向も見込まれること等を考えますと、公立幼稚園の設置を検討する状況にはないと考えております。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（中山 豊君） 本町は御承知のとおり現在就学前の児童のための保育教育、こういった施設としまして八つの公立の保育園、三つの私立幼稚園、そのほかに4カ所程度の認可外保育所があるわけであります。保育教育施設の設置につきましては、それぞれの自治体、経過事情もあって、現在のさまざまな状況になっておるものだというふうに思っております。公立の保育園につきましては、基本的には保育は保護者の責任でございますが、法に基づき保育に欠ける児童に対して町が責任を持って運営をしております。またそれ以外の児童も私的契約児として受け入れをしております。幼児教育につきましては、現時点、今教育長も答弁されましたが、私立幼稚園で実施をされており、受け入れもできておるといふふうに判断をしておりますので、新規での設置は考えておりません。認定こども園設置につきましても費用等、そういった今後の子ども人数の推移、先ほど議員が言われたわけですが、新システムはまだ決まってないことだということではありますが、我々はそれを含めて今検討しておるわけでございますので、今後の子育ての新システム制度におけます保育教育の状況等を考えると新たにこれも設置をすることは考えていないということでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 人口が4万人、5万人となっていく中で、保育園に入れられない子どもを確実にふえていきます。そうした中で私立幼稚園だけで収容できるのかどうか、現状の、ということを考えてみますと、幸田町として保育園に入れられない子どもたちのために何らかの施策を打つべきでないかなというふうに私は思っておりますので、現状はいいとしてもこれからの人口増をよく考えてみるとそうではないような気がしておりますので、もう一度その点、これから人がふえてくるのにどう対応するかということについて再度答弁をお願いします。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（中山 豊君） 今後のことでございますが、今私がお話をしましたように、子どもは子ども子育て新システムというものを視野に入れております。そういったことで保育園、幼稚園の制度、所管財源が変わってくる。そして町の保育園を、保育教育が一体的にできる総合施設にするような法的な制度、こういったものも考えておりますので、新

規の設置ではなくて、町に今後義務づけされます新システムの実施計画や教育の一体的な施設整備運営として、総合施設への移行の中や誘致ということも含めて考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解をお願いをいたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 新システムにつきましては、もうちょっと後また質問をしたいと思いますが、次に参ります。

続いて、小規模保育サービスについてお伺いします。

現在の保育園においても、病児保育とか病後児保育、夜間保育、休日保育、障害児保育、一時保育などの特別保育については、まだまだ十分に対応できてないと思っております。また、そのサービス範囲が保育園児に限られておりまして、保育園以外の就学前の子どもたちについては初めから蚊帳の外に置かれております。

そこでお伺いしますが、病児保育、病後児保育、夜間保育、休日保育、障害児保育、一時保育などの特別保育の充実を今後どのように拡充される計画なのか。もう何年も前からの検討課題ですので、確かな方向があると思っておりますからお聞かせください。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（中山 豊君） 議員御指摘のさまざまな特別保育実施につきましては、現時点、保護者等のニーズも調査をしながら次世代育成支援行動計画の中で、保育サービスの充実ということで取り組んでおりまして、特別保育の種類によりましては年次を定め、具体的目標値、目標量も設定をして進めております。特に来年度から休日保育を実施をし、さらに特別保育の充実を図り、子育て支援していく予定でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） この特別保育に関しては、いわゆる子育て新システムができますと、まさにこれはもう民間の保育産業のいいえじきになると、そのような気がしておりますので、町としてこれからどう取り組むかというしっかりとした指針がないと大変なことになると思うもので質問をしているわけですよ。これが民間の保育産業に任せるのではなくて、町が力を入れて今言いました特別保育については町にお任せくださいと、そういった姿勢がきちっと出されることがいいかなと思っております。国の方針を待っておるのではなくて、町としてどういう方針でいるんだということを全部お任せくださいと言えるかどうかということについて再度答弁をお願いします。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（中山 豊君） ただいま申しましたように、現時点ではこういった計画の中で目標を定めて進めております。子育て新システムにつきましては、今後ということでありますけども、先ほど来私申ししておりますように、この制度、既に法案提出まで来ております。そういった中で今後このシステムの中で先ほど議員言われましたように、この特別保育がそれぞれ例えば夜間、休日保育につきましては地域型保育給付として小規模保育サービスの中で延長、病児、病後児保育は子ども子育て支援事業としてこういった位置づけがされるわけでありまして。新たなこういったものの交付金制度も考えられており、議員言われました民間企業も含む多様な事業主体の参加で保育に欠ける欠けないと

いうそういった理由での対象者を限定せずに受け入れができる、そういった制度も考えられえおりますので、こういった計画につきましては、新システムでは市町村が主体的に責務を持って実施計画を立てるということで立てて運用していくというふうな方向でございますので、こういったことも考えながら特別保育は進めていきたいというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） この幸田町はもう9年間も検討をすと言っておりまして、さらにこの新システムが実際に動き出すかどうか後数年後ですよ、その間ずっと合わせると十何年間も検討するばかりで、この新システムを待って待ってと言っている、町は一体どういうビジョンを持って幸田町全部の子どもについてどんなビジョンを持っておるのかということをお聞きしたかったもんですからこの質問をしておるわけですので、その辺のところをきちっとまた後でいいでするのでお答えください。

次に行きます。

次に、いわゆる二重保育とか事業所内保育の運営費や私立幼稚園や無認可保育園の支援という部分について、保育行政の責任者としてその対応について他の市の比較からも考えて幸田町はこういった私立幼稚園とか無認可保育園についての支援はどのように考えているのかということについてお伺いします。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（中山 豊君） しつこいようになりますけども、特別保育につきましては、現時点、計画の中で目標でも定めて進めておりますので、今後につきましては新システムの中でということでの町としての方針を持っておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

それと支援の関係でございますが、現状の就学前の乳幼児の保育教育行政につきましては、御承知のとおり保育につきましては児童福祉法に基づきまして厚生労働省、教育につきましては教育基本法等に基づきまして文部科学省、所管をしております。その中で今本町におきましては、公立の保育園の運営等につきましては児童課、私立の幼稚園の運営につきましては現在、私立の学校法人が実施をしております。現状の二重保育実施施設や事業所内保育、無認可保育園につきましては認可外保育所等でございますので、制度的に運営費等の助成はございません。また私立幼稚園につきましては、国の制度を受けまして、就園奨励費として助成をしております。議員言われるように他の自治体で認可外保育所等や私立幼稚園に自治体単独の運営費等助成をしているところもあるわけですが、例えば認可外保育所等への助成につきましては、特に待機児童等公立の認可保育所で受け入れができない児童等の受け皿として助成をしているところが多く、本町につきましては現状そういった状況ではございませんし、厳しい財政の中助成は難しい状況でございます。これにつきましては、今後新システムの関係もあるわけですが、目的や必要性を判断しまして助成支援について保育教育の実施主体として今後考えていきたいというふうに思いますのでよろしく願いをいたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ありがとうございます。

続いて、保育園の保育の形態についてお伺いします。

現在、幸田町の8保育園には3園が異年齢保育と申しますか、縦割り保育、5園が同年齢保育をしております。縦割り保育と同年齢保育は、どちらもそのよさがあるので、使い分けをすることはとても大事ななと思っております。でも、この使い分けというのは年間の保育計画によって一部の保育内容によって指導形態として選択するものであるとそういうふうに思っております。

なぜ、初めから違う保育形態があるのか、なぜ初めからそうなのかという部分がとても問題だなと思っております。幸田町の八つの保育園は同一歩調じゃないんだと、同じ歩調ではないなと。幸田町の保育所として保育所の保育指針の基本理念がはっきりしていないんじゃないかというふうに思っております。

お伺いしますが、町として異年齢保育と同年齢保育の両方を取り入れている理由についてお聞きします。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（中山 豊君） 本町の保育園におきましては、保育所の保育指針に基づき年齢別保育を5園で実施をし、異年齢保育としてわしだ、幸田、里の3保育園実施をしております。特に異年齢保育を取り入れておる理由といたしましては、現在の家庭は一人っ子、あるいは兄弟姉妹が少なく、また異年齢で交わる機会も大変少なくなっておりまして、異なる年齢での保育をすることにより、例えば年下は年上の子どものまねをして成長し、年上は年下を思いやるというような子どもにとって教育的効果があることや、幸田、わしだにつきましては保育室の確保等、施設的な理由もあり、里につきましては小規模園であり、園児数が少なく、集団として保育教育効果を高める、そういったために取り組みをしているものでございます。

また、その結果として保育士の効率的な配置にもつながっておるということでもあります。

しかしながら、日常の保育の中でやはり年齢別に同年齢で取り組むことは必要であり、効果がある場面では同年齢と共同する保育も取り入れております。3園につきましては、こういったことに配慮をしながら異年齢保育として継続をしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いをします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 確かに縦割り保育のよさというのはありますので、それを否定することは絶対ありません。ですが、その縦割り保育を保育園が初めからあると。縦割り保育の保育園が初めからあって、しかもそうじゃない保育園がある。これ両方があるということがおかしいなというふうに思っておりますので、その全部の八つの保育園が同じでなきゃいけないというのが原則にあるような気がしております。

以前、もう18年ですが、保育園の民営化の問題が起きたときに、幸田町の保育園のよさというのを強調されまして、すべての保育所において提供されるサービスは公平でどこの保育園も同じ保育をしているという説明を受けました。まさにどこの保育園に行っても同じ保育をしていると。ところが現在、幸田町はそうじゃないんです。3対5になつとるんです、初めから。これが同じ保育サービスと言えるかという部分ですね。確

かに今言われましたように施設設備の問題いろいろ問題がありますが、この部分をきちっと貫かないとどこの保育園も一緒だよということを貫いていないというところにこの弱点があるなど。保育の質を保障することが第一であって、どういう運営をするかという問題じゃないわけですから、その保育の質を保障するために、どこの保育園もみんな同じようにするんだという部分をきちっと考えているかどうか、それが幸田町の保育行政の一点がきちっと定まってないなという私の疑問の一つでありますから、幸田町は保育行政をどう考えるのか。もう運営上の問題でいたし方ないから縦割りにしておるとか、そういうことのない返事をいただきたいと思いますので、再度御答弁願いたいんですが、来年度もこの形でやるのかということについてお願いをします。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（中山 豊君） 議員申されるように、保育指針等に基づきますと、やはり指針自体年齢別でそういった保育をそれぞれが規定をされてやっているというような指針になっておるわけでありまして。今、説明をしましたように町といたしましてはそういった施設的な理由、それから人数的な理由、そういったことで縦割りの保育園があるのは事実でございます。こういった保育園も先ほど説明をいたしました、現時点そういう状況ではございますが、異年齢保育のところであっても同年齢保育のようなそういったことに配慮をして、そういったカリキュラムといいますか、そういった内容で進めて、同じような保育が貫かれるように努力をしております。そういったことで現時点、こういう状態ではございますが、同一歩調が取れるようなそういった形での保育に努めておるつもりでございます。今後ともそういった形で配慮をしながら進めていきたいというふうに思います。

ただ、議員おっしゃられました来年度異年齢保育が解消できるかといいますと、先ほどこういった理由でまだ解消ができないという状況でございますので、これは来年度は同じような内容で進めていくということで、当面先ほど申しましたように、こういったいろんな統一されたような形での保育を念頭に入れながら異年齢保育と同年齢保育を同時に進めていくということで御理解をお願いをいたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 先ほども言いましたが、幸田町の保育園としては、すべての保育園で同じような同じ保育サービスが行われると、これをきちっと抑えていかないと、これから新システムになって保育産業が幸田町の中に入ってくる場合の大きな歯どめにならないんじゃないかというふうに思っておりますから、その辺をきちっとやっていただきたいなというふうに思っております。またよろしくをお願いをします。

次は、遠のく民営化、近づく財政悪化という問題についてお聞きしたいと思っております。

保育サービスというのは、もう昔は2年保育だったんですね。それがいつの間にか3年保育になりまして、それが現在では満3保育から満2歳になって、ついにゼロ歳から小学校3年生まで児童クラブを受けまして、9年間の保育サービスとなりました。2年保育が9年間の保育サービスになったんです。保育時間も原則は8時間が原則なんです。ところがこれが朝の7時半から夜の8時までの12時間半、土曜日も日曜日も年じゅう

オープン、こういうのが今幸田町が広げておる保育サービスなんです。これからさらに先ほど言いました特別保育と言われる夜間保育とか病後保育、一時保育、病後児保育、さまざまな保育サービスが要求されてきます。今は1園でやってるからいいようなものの、これからどんどんどんんそういう要求が高まってくるような気がしております。これからの要求、さらに人口もふえて、子どももふえてきます。保育には、現在よりももっともっと多くの施設と職員が必要になってきます。これは当然ですよ。こうしてみると、今や保育関係の公務員はふえる一方だろうなど。今後もそれが予想されます。このままだと保育行政は青天井の税金が必要になるというふうに思っております。どこで歯どめをかけるか、決断するときが来てるんじゃないかなと思います。保育行政余りにも大きくなって、保育サービスが拡大した段階で町が予算的にもう手詰まりになって、ギブアップして民営化しようと考えても、良識のある信頼のある民間はコスト的に手を挙げてくれません、引き受けてくれません。民間で手を挙げるとなると、それは営利が目的の金もうけの業者になる心配があります。これが遠のく民営化と近づく財政悪化という問題なんです。では、どうするか。早目に認定こども園化、しかる後、民営化と方向を決めるしかないというふうに思っております。保育園に幼稚園のよさを取り入れることは、子どもに質の高い幼児教育、保育を保障することになります。子どもの最善の利益を第一に考えながら、養護と保育が一体となった保育を行い、豊かな人間性を持った子どもを育てればこそ、認定こども園だと思えます。

また、保育園であるために、幼稚園教諭の免許を持っている保育士が多いのに、その資格を使わないで、能力を活用していないというのが現状ですから、それを開放して保育者の専門性を生かしてやりがいのある仕事として保育士が活躍する場が認定こども園となるかなと思っております。

そこで考え方をお聞きしますが、現状の体制で保育サービスの充実を進めるにはさらに多くの保育士が必要となり、施設の拡張が必要であるため、今後もさらに多くの予算を要求するのか、どこで歯どめをかけるのかという限度を設定しておられるのか、町予算の町全体予算の何%というのをシーリングとしてお持ちなのかをお聞きします。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（中山 豊君） 保育サービスの充実のためには、保育士の配置基準や設備の運営基準もあり、保育士の増員、施設の拡張等は必要になってくると考えております。施設につきましても、老朽化も含め進んでくるわけですが、当面現在ある施設や定員の中で施設の利用延命を図り、次世代育成支援行動計画や総合計画に基づきまして、保育需要等を把握をしながら計画的な嘱託、非常勤を含む保育士の確保、あるいは施設の修繕、増築計画で施設の有効利用を図りまして、保育サービスの充実をしていきたいというふうに考えております。

シーリング等定めておりませんが、今申したように保育需要も把握をしながら計画の中、あるいは次世代育成の計画や総合計画、こういった計画に基づきまして効率的、効果的な予算執行に努めて保育サービスの充実をしていきたいというふうに考えております。

これも新システムのことではありますが、こういった新システムの中では民間企業、こ

ういったものも町が計画を立て、実施計画の責任を持って全体のその計画を立てて運営をしていく中で、そういった多くの企業等も参加ができるようなそういった予定でもございます。そういったものも利用しながら今後はこういった計画の中で施設運営、あるいは施設整備、こういったことも考えていきたいというふうに思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 保育行政の予算にシーリングがないと、まさに青天井であると、今後要求があればどんどん出していくというお話ではちょっとまずいんじゃないかなと思っております。やはりどの範囲までが今の現状から考えて、今の現状もそうですが、それを含めて保育予算、保育にかける予算はこれだけだよという部分はある程度の腹づもりというのは出されるべきかなと思っておりますので、再度その辺について答弁をお願いいたします。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（中山 豊君） シーリング的なものといいますか、そういったものは出す予定はないわけでありましたが、今申しましたとおり保育の需用というのは需要と供給がございます。町がどんだん人口がふえていくということを想定をすれば、どんだん膨らんでいくということになります。また、人口が減少しておるというようなそういった状況もあるわけでありまして、町におきましては、将来的には人口が子どもの人口ですけども、下がるというようなこういった計画といいますか予定もあるわけでありまして、そういった需要と供給という部分も考えながら、先ほど申しましたような方針で進めていきますが、今後現時点はそうでございますが、今後いろんな新システムの中での計画でやれる部分、民間でやれる部分、公的にやる部分、そういったものも仕分けができてくるというふうに思いますので、そういったことで対応していきたいと現時点思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 保育行政、青天井、公務員天国にしないようにひとつお願いをしたいと思えます。

今の「新システムで」が随分出てきますが、この子育て新システムは、町が保育園事業の義務がなくなるというような部分が、と解釈される部分があります。家庭的保育事業ですね。いわゆる保育ママが活躍するようになりますので、町が直接保育事業に参加しなくてもいいというような形になってくるような気がしておりますから、そういった部分の下心があつての話かなというふうに聞こえておりますので、そういうことのない様にしてほしいなと思えます。

保育の質を保証すること、これが幸田町版の子育て新システムの一番大事なことかなと思えますのでお願いをします。

次に、認定こども園とか今度新システムの中で出てくるこども園ですね、いわゆる総合施設と言われる、移行する中で、一番大事なのは保育士の研修なんですよ。保育士は幼稚園としての教育分野の実践がありませんので、現場での実習が必要なんです。そのための準備期間が必要です。名前が変わることは中身も変わるわけですから、名前が

変わったからといって、一度に総合施設とかこども園に変わるわけじゃありませんので、そういったことを一朝一夕にできるわけありません。今のように様子を待っていると、様子を見ていたのでは、何年たっても実現できるものじゃないような気がしております。

そこで、一度確認をしますが、お聞きします。認定こども園に移行するのに、どんな問題があるんですか。実質6年間も検討してこられたわけですので、解決できない問題点は明らかになっているかと思っておりますのでお願いをします。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（中山 豊君） まず、新システムになると義務がなくなると、町の義務がなくなるというふうに議員おっしゃるわけですが、この方向としましては、逆に町に責務が、保育教育の責務がつけられるということでございますので、その辺は町がまるっきりその民間の自由になるというようなそういった方向ではございませんので、その辺はひとつ御理解をお願いをいたします。

それと、認定こども園の関係でございます。認定こども園の移行につきましては、現在、保育教育に関するものが制度的にも法的にも一体化しておりません。保育園機能は厚生労働省、幼稚園機能は文部科学省と、別々の制度、所管財源と、こういうふうになっております。認定こども園に仮に移行をしたとしても、設置や運営等、二重の手間ということで不合理な部分も多くあるわけであります。

また、現時点、保育士、保育の教育指針も定める必要がありまして、保育園で幼稚園教育を実施する保育士等の体制、それから教育も必要でございます。さらに受け入れ人数によっては、施設整備、保育士の確保等、新たな費用も必要になります。私立幼稚園等のまた運営にも影響がございますので、児童等の受け入れ計画を含めた調整も必要になってくるわけであります。

また、今ある町の保育園と私立の幼稚園を一つにするということにつきましては、事業主体が違うということで施設整備、運営上難しい問題があるというふうに考えております。これも今後新システムになりますと、先ほども申しましたと思っておりますが、総合施設、保育園が総合施設というようなことになってきます。その予定でございます。そういったことも含めまして私どもとしては、こういった移行につきましては総合施設への移行の中で考えていきたいなというふうに現時点思っております。よろしくをお願いをいたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 認定こども園に移行する予定がないとの今答弁かと思っておりますが、次世代育成行動支援計画も後期計画には、認定こども園に移行する方針が書いてあるわけですので、その時点、それを書いた時点と今どういうふうに変わってきたかなということについて再度お願いをします。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（中山 豊君） 次世代育成支援行動計画の中にもある、検討ということで、現時点先ほど来申しましておりますが、新しいシステムの中でそういった幼保一体化といえますか、幼稚園と保育園が一体化できるようなそういったことも考えられてきたわけですか。

ので、こういったことも含めて今後も考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ありがとうございます。真剣に考えていただきたいことかと思っております。幸田町の保育行政が保育産業に荒らされないようにしていただきたいと思っております。

さて、その民営化についての問題であります。いきなり保育園を民営化するということにはなかなか難しい部分があるというのは先ほど言いましたように、保育士の研修の問題があります。ですから、民営化する前には一つのステップとして認定こども園化してその保育士の研修が終わってから民営化するのがいいのではないかなというふうに考えを持っておるわけでありまして。

ところで、今のようにどんどん予算が膨らんでいったときに、保育園というのはやっぱり公立でなきゃいかんのかという部分があります。子育ては公務員の仕事なのか。民間でもできないかということがこの民営化の一番大事なことかなと思います。幸田町の保育園は、坂崎も大草も幸田も深溝も初めはみんな民間が始めたんですよ。民間が始めて、それを町が公立としたという経緯がございます。公務員をふやし続けることが、今後の町財政にどんな影響を与えるかと、それを考えてみると、やはり民営化というのは避けて通れない問題だろうなというふうに思っておりますね。公務員は、先ほどの志賀議員の質問にもありましたが、どこをふやしどこを減らすかという部分がある。今後きちっと考えていかなきゃいけない、これは早急の問題だと思っております。これからの保育行政は、町がすべきことと民間に任せることに区別する必要があるなと思います。国の子ども子育て新システムは、安心して任せられる民間評価をする方法がありません。だれに任せれば子育てが安心できるかという、そういう民間を評価することに問題があるんですよ。ですから、町として私たちはこういう民間に任せたいというようにきちっとしたビジョンを持ってないと、まさに町の保育行政が保育産業化になってしまわないかなということをお心配しておりますので、そういったきちっとしたビジョンを立ててもらいたい。そのことがいつまでも新システムの様子待ちとか、9年間も検討してましたというのじゃなくて、もうやるべきことは今から町が進んでやるべきことかなと思っております。豊田市はもう既にこども園化してますよね。何年前にやっております。公立こども園と私立こども園と私立幼稚園と民間託児所ですか、これをつくっております。岡崎市は、もう認定こども園化を始めております。西尾も蒲郡も民営化を始めております。幸田町だけが見ているだけで何もしてないんですよ。検討ばかりです。いつまでも幸田町が一步踏み出せないのかということが、もうとても今後押し寄せてくる新システムの問題を含めて心配をしております。いつまでも幸田町はおらがとうげにいるのか。そろそろ動いてはどうかということが私の心配であります。

最後の質問ですが、民営化のプロセスが進まないのはどんな問題があるのか。また、今後のアクションプランは、いつ、どこで、どのような形で示されるのかお聞かせください。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（中山 豊君） 保育園の民営化につきましては、保育の資質の低下とならないように、また保護者や関係者にとって利益があることを十分説明をし、特に本町は公立の保育園のみでございまして民営化に対する理解を得る必要があるというふうに思っております。民営化検討委員会の報告にもありましたが、保護者等の理解なしに進めることは大きな行政不信を招き、町民と町政の間に亀裂が生じることになり、何よりも児童が犠牲にならないように進めていかなければならないというのが前提でございます。

新システムの関係でございますが、こういったシステムの移行となれば町の保育園が法的に総合施設への移行ということも考えられ、民営化も幼稚園教育を同時に実施するそういった施設として考えなければなりません。また、所管ごとに分かれております運営経費等に対する負担補助が一括交付金として対象内容も変わり、民営化による経費節減効果にも影響することになります。さらに、保育教育の実施者について法的に規定整備され、客観的基準を備えた指定業者、いわゆる民間企業等の参入も促進をされ、新たな子ども子育て会議の中で協議をしながら官民一体で教育保育に取り組むこととなり、保護者の民営化に対する理解も進むのではないかとこのように思っております。

私どもとしては、このシステムが民営化に大きな影響があり、その内容、方向を見ながら民営化を進めていくことが保護者の理解も得ながら効果的、効率的に民営化を進めることができる、そういうふうに考えております。

さきに申しましたように、次期通常国会に新システム法案の法案が提出をされれば、制度の内容、こういったことが正式に示され、方向も明らかになると思いますので、新システムの制度、実施状況を見ながら市町村新システム実施計画も含め民営化についても進めていきたいというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 国の子育て新システムの原案はもう随分前から出されておられますので、出ておりますから勉強されていることかと思いますが、このことはまた後日質問をさせていただきたいと思っております。

少子高齢化に向けて保育産業がますます年間3兆円とかいう経済効果をねらった保育産業ですが、子どもの奪い合いになって、子どもが犠牲になることのないように幸田町の保育行政をきちっとした形にさせていただきたいと思ひまして、今回の質問をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（池田久男君） 5番、中根久治君の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、中根秋男君の質問を許します。

1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 議長のお許しを得ましたので、通告順に従いまして質問をいたします。

中学校での武道教育の必修化についてでございます。平成20年3月に中学校学習指導要綱が改正され、中学校保健体育においては、平成24年4月から男女とも全国すべての中学生が武道及びダンスを必修で学ぶことになっていると伺っています。日本人の礼儀やしつけ、精神など大切な伝統や文化の教育が充実するものであると思いますとともに、中学校の3年間は心身ともに大きく成長し、飛躍する大切な時期ですので、武道の心・技・体を指導者自身も体得し、よりよい健全な中学生を育てていただくことを思い質問をいたします。

はじめに、武道教育の必修化に向けて、幸田町の中学校での実施予定の武道の種類は何かを、何を取り入れるかを聞きたいと思います。

また、近隣市の状況はどうか、参考までにお伺いをいたしたいと思います。お返しいたします。

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 中学校保健体育科武道の授業であります。現行の学習指導要領におきましても武道の授業は実施されております。来年度からは、この武道が必修となるわけですが、来年度の予定としましては、本年度と同じ幸田中学校が柔道、南部中学校と北部中学校が剣道を実施する予定です。なお、近隣市の状況であります。現在の実施状況は、岡崎市が19校中10校が剣道を実施、9校は剣道と柔道を実施しています。西尾市も剣道と柔道を実施しています。安城市と蒲郡市は全中学校で剣道を実施しています。それぞれの市における来年度の予定としては、現在と変わらない予定であるとお聞きをしております。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 今お伺いしましたところ、幸田町では幸田中学校が柔道、それから北部中学校が剣道、南部中学校も剣道ということでございますが、これにつきましては教育委員会が指示をされたことなのか、それとも中学校で決められたことなのか、そこら辺のこともお聞きしたいと思います。それと、なぜ蒲郡市のように全中学校同じにしなかったのかお聞きしたいと思います。

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） どの種目を選択するかということにつきましては、各学校に任されているところであります。教育委員会で一斉にこの種目というように指示することはございません。それぞれの学校で指導者のこともありますし、またそれぞれの指導体制といいますか、条件のこともあります。それぞれ一番効率的な、効果的な種目を選らんでいると、このように考えております。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 今、先ほど質問いたしましたけれど、全中学校どうして同じにされなかったかということをお聞かせ願います。

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） それぞれの中学校で指導体制、指導者のこと、そのようなことを考えながら種目を選択をしておりますので、教育委員会として一斉に、一律にこの種目というように指示をするということはいたしませんでした。現在、選択でそれぞれ武道

を履修をしておりますが、その選択におきましても各学校の状況で各学校が判断しているというところで進めているところでございます。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） わかりました。

次に、男女とも同じ武道をするのですか、それとも女子については合気道を取り入れる考えはないのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 先ほども申し上げましたように、現在3中学校では男女とも指導体制等を考えて、同じ武道を実施をしております、来年度も同様に考えております。

指導選択の中には、現在、ダンスとかそのようなことも選択の種目に入っておりますが、来年度からはこのダンスも必修化されますので、生徒たちは3年間の間に武道あるいはダンス、これを必修として学ぶと、こういうことになっております。

なお合気道につきましては、幸田町の実情を考えますと実施するのはなかなか難しいところのように思っております。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） なぜ合気道かと言いますと、合気道の場合ですと道具も要りません。そうしたことで女子には護身のためにも大変いいかと思っておりますので、何とか、また機会がございましたら取り入れていただけると、昨今、大変悲惨な事件が最近続いておりますので、それを見てもやはり合気道を少しでもかじっておれば守れることがあるかと思っておりますので、一度これからの先のことを考えてみますと、それも一考されたいかがかなというぐあいには思います。

それから次に、指導される体育教師は各学校に何人みえますか。指導者への教育はいつから、どこで、どれだけの時間、教育をされてこられましたか。

それと、武道が専門でない体育教師の授業をされることになると大変ではないのでしょうか。そのためにも、1人の教師ではなく補助的な人をつけるのはいかがでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 合気道につきましては、今、御提案をいただきましてありがとうございました。授業として、必修の授業として取り入れるのは難しいと、このように思いますけれども護身用とかその他身を守ると、こういうことでありますれば、そのような学習といいますか、体験活動の機会もありますので、そのようなところで、また検討をしていきたいと、このように思っております。現在3中学校におきまして、保健体育の免許を有する教員は幸田中学校に3人、南部中学校に2人、北部中学校2人であり、そのほか保健体育の免許を有する非常勤講師が各中学校に1名ずつ配置をしております。

指導者への教育でございますが、従来から行われております愛知県教育委員会主催の武道指導者講習会でなされております。毎年、各種目丸2日以上行われ、本庁の体育の教員も参加をしております。会場は毎年変わりますが、23年度は名古屋市の愛知県武道館及びあま市の甚目寺中学校で実施をされました。また体育の教員の中には、武道の指導を必ずしも得意としない教員もいますが、講習会等を通して指導法を学習しており

ますので、指導に当たりましては特に不都合はないと考えております。

補助的な指導者についてであります。教員数の関係等もあり、現状ではなかなか難しい状況であります。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 今、言われましたけれど、年に2日、この程度のことで武道というものは大変難しい授業でございますので、どうしても指導マニュアル的なものはあるのでしょうか。そこら辺のこともお聞きしたいと思います。

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 指導についてのマニュアルあるいは手引き等でございますが、それぞれの教科の授業において指導計画等を作成しておりますので、その指導計画等により行いますし、また参考となるような指導書等も出ておりますので、それらをもとに学習をし、あたっていると。また町内には3中学の中には、柔道や剣道に堪能な教員もおりますので、その指導の状況も研修をしながら進めていくと、こういうことになろうかと思っております。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） ぜひともマニュアル的なものは、つくっていただきたいというぐあいに思います。それと今、ほかで武道を専門的な先生がみえるということですが、何とか補助をつけるなり、それから生徒の中にでもいろいろと武道を習っている生徒がおりますので、こういった方々も多少利用されて、教育を進めていかれると私はいいと思っておりますので、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 指導の展開に当たりましては、またいろんな工夫をして進めてまいりたいと、このように思っております。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） それでは次に、各学校の施設面の整備についてでございます。柔道ですと畳が必要と思いますが、その点について、まず1学級全員で授業ができる畳は十分な数がありますか。ある市では1クラス40名に対し、60畳を確保することを基準にしているというぐあいには書かれておりました。幸田町では、そういった基準があるのでしょうか。また剣道についても広さは十分あるのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（伊藤光幸君） 各学校の施設の整備の状況でございますが、各中学校におきましては武道場が整備されております。まず幸田中学校でございますが、幸田中学校の畳につきましては130畳を確保しております。また南部中学校剣道場につきましては、335平米、北部中学校の武道場につきましては553平米でございます。

広さの基準については、どれだけというのは設けておりませんが、剣道につきましては体育館でやることも可能でございますので、生徒が安全に活動できるだけの十分な広さは確保できると考えています。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 私が申しました1クラス40名に対しての60畳を確保していると

いうある市があるんですけど、幸田中学校で一応130畳あるということなんですけど、それ全部を使うわけではないと思うんですけど、何畳ひかれる予定でありますか、お伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（伊藤光幸君） これにつきましては、130畳すべてということで、一人頭、40人の生徒が授業を行うということになりますと20組できるわけでございますので、一組当たりは約6畳というふうな広さとなるかと思いますが、休憩等を行う場合はこのぐらいというようなことを考えておりますので、130畳すべてということ、現在でも柔道を行っておりますので、そのような状況でございます。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） ちょっと私が勘違いしておりました。130畳すべて武道場にひいてやるということではないですね。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（伊藤光幸君） ある130畳はひいて授業を行うということでございます。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） ありがとうございます。それで今回は、北中は剣道ということになってございますが、私はたまたま幸剣会の方が練習をされているところ見学に行きまして、北中の武道場を見ましたけれど、体育館もそうですけれど、あれだけ波を打っているところへ、仮に今度柔道をやるということになると、なかなか大変なことになるのではないかといい思いますので、そこら辺のことはいかがなものでしょうか。お伺いをしたいと思います。来年度は剣道ですけれど、柔道にした場合、あれだけ波打っていたら畳が波打ち過ぎちゃってひどいものになっちゃうんじゃないかということを考えましたので、ひとつそこら辺をお願いします。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（伊藤光幸君） 確かに私も見てまいりましたが、地盤沈下の影響によりまして体育館と同じような状況で波を打っております。これにつきましては、当面、剣道ということで進めていく予定でございますが、将来はこれはわかりません。変わる可能性もございます。これにつきましては、当然、体育館がそのような状況でございますので、体育館の改修と同じ考えで武道場についても今後、波については修正を検討していく必要があると考えております。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 今、言われましたように、よく御存じでありますので、今度柔道をやるときには直っておるといい思います。

それから続きまして、武道関係の教材、剣道着、柔道着、これは個人持ちになるのか、個人負担になるのですとなかなか大変なことになると思います。それとも幸田町または各学校で用意をされるのですか。もし個人負担であれば費用はどれだけかかりますか。幸田町は、または各学校で用意されるとどれだけかかりますか。また学校で用意されると共有となり他人が使用をした教材を使うこととなりますが、衛生面でのクレームがないでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（伊藤光幸君） 用具の個人負担の問題でございますが、用具につきましては基本的には学校で準備するというところでございます。1学級40名程度の生徒が一斉で授業を行うことができるように柔道の道着、また剣道の防具につきましては学校で準備しております。また柔道の道着の上衣の下に着るTシャツ、これにつきましては個人で準備をしていただきます。また下衣につきましては、これは体操服のジャージ、これを着用ということで現時点でも行っておるわけでございます。剣道では面の下につける手ぬぐいをつけるわけでございますが、これは個人で準備していただいて、防具の下はジャージを着用ということになっておりますので、武道必修化するために個人負担については、ほとんどかからないのではないかと考えております。

また柔道、剣道のそれぞれ学校で準備する場合の金額でございますが、柔道の道着につきましては3,000円程度、剣道の防具、これは一式になるわけでございますが、一式そろえますと3万5,000円程度必要ということでございます。

次に、衛生面の問題ということでございますが、現時点でも武道は剣道、柔道、それぞれの学校で実施しておるわけでございますが、この実施する時期につきましては冬季、12月、1月、この寒い時期に実施するというところでございますので、汗はかきにくい状況でございますので、現時点でも衛生面のクレームはほとんど出てないというような状況でございますので、今後におきましてもそのような状況になるかと考えております。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 道着とか剣道具につきましては、町のほうで負担をして、町というより学校側で用意をされているということでございますが、私は先ほども申し上げましたように、剣道の幸剣会を北中へ見に行きました。そのときに見た剣道の武具ですけれど、道着ですね、あれが平成1年物がほとんどずっと並んでいるわけですね。ですから、やはり多少ぼろぼろ、それからひもとかいろんなところが悪くなってきているような感じがいたしました。ですから、その点につきましても何とかもう少し、せつかく来年度から必修化になるもんですから、いい物を与えてやっていただけないものかというぐあいに私は思いました。それと剣道の小手なんか、特ににおいがすごいきついんですよ。もう何年かやってみえると思うんですけど、においから、これはきついなというぐあいに私は感じました。それとある女子生徒とか、それから男子の生徒でもそうなんですけど、ちょっと聞いたところ、やはりにおうなど、臭いですと。自分の物でも確かににおいますけど、まるきり他人がつけた、だれがつけたかわからないような物まで、今度自分をつけるわけですから。本当に嫌な思いをするんじゃないかと、私は思いますので、その点、教育委員会のほうではいかがなものでしょうか。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（伊藤光幸君） 用具につきましては、当然これは消耗品でございますので、順次計画的に新しいものを入れかえていく必要があるかと思っておりますので、学校のほうの予算のほうで順次対応していくことを考えております。なおにつきましては、やっぱり剣道、授業に・・・行う場合につきましては、ちょっと避けて通れないことかなと考えておりますが、何かいい法があるかどうかということにつきましては、学校とも話してち

よっと検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 今においの話なんですけれど、いろいろシューとやるとにおいが消えるとかいういろいろないい物があると思いますので、その点実験されてやったらどうかというぐあいに思います。

あとそれと柔道着ですけれど、これにつきましても他人がつけたものを着るわけですので、その汚れについてのクリーニング的なことはいかがなものでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育部長（伊藤光幸君） においについては、御指摘いただいたことを参考に検討していきたいと思います。柔道の道着につきましても、これは洗濯も可能でございますので、適当な時期ということで学校のほうも現在やっているわけでございますが、洗濯のほうは今後もやっていくものでございます。

以上です。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 洗濯物という話なんですけれど、何百人の生徒がかえていくわけですね。それで毎日なのか、それとも1週間に1回洗うとか、それで1月に1回、いろんな時間的なことがあると思うんですけれど、頻度的にはどのぐらいな頻度で洗っていかれるか、お伺いいたします。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（伊藤光幸君） 洗濯のほうについては、ちょっと何回というのはこの場ではちょっと把握しておりませんのでお答えはできません。申しわけございません。なお年間の授業の履修時間につきましては9時間でございますので、各クラスのほうでやるわけでございますが、そんなにたくさん利用にはならないかと考えております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） なるべく清潔なものを生徒には使っていただきたいというぐあいに思います。

それでは次にまいります。安全面について伺います。

柔道ですと畳がずれたりして、すき間に手や足が挟まり、けがをする、そういった危険性があると思いますし、また中学、高校での柔道の授業中での死亡事故や傷害事故が発生していると聞いております。

2010年度でも全国で4人の子どもが命を落としているとの報告もありますから、安全面をどのように確保されるのか、またいじめにつながるいろいろな心配なことがあります。そこで保護者の見学も許可されますか、どうか。

それと安全上のマニュアルは作成されていますか。例えば、例として一つ、指導の前に生徒の健康状態について把握して、指導中の体調の変化に気を配る、生徒自身の体調に異常を感じたときは中止をする。2番として、特に初心者には受け身を安全にできる

ように指導を十分に行う。3番目、施設や用具等の安全点検を行う。4番目、事故が発生した場合の応急処置や緊急連絡体制などの対処方法を徹底する。以上のような具体的なマニュアルはあるのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（伊藤光幸君） まず安全面に対する御質問でございますが、現在も柔道につきましては授業で実施している状況でございますが、安全面については十分配慮を行っております。1年生の入門期におきましては、特に受け身を指導し、寝技を十分に指導した後、2年生で立ち技の指導を行うなど安全面に留意した指導計画を立てております。なお、試合につきましては立ち技の試合はしないこととしております。柔道で想定されるけがにつきましては、捻挫とかすり傷、脱臼、骨折等が予想されるわけでございますが、この3年間実施している中では捻挫が1件あったという報告を受けております。

また、いじめについての御質問で、御心配いただいているわけでございますが、武道そのものが相手を思いやり尊重する精神を教えるものでございますので、そのような中でそういういじめにつながるようなことはあってはならないと考え、そのように指導をしてみたいと思っております。

保護者の見学については、可能でございます。

また安全マニュアルについてでございますが、安全上のマニュアル、安全マニュアルにつきましては、授業中も含め、学校管理下における事故対応のマニュアルはどの学校も整備しております。また体調チェック、準備運動、器具の点検など、これにつきましては、通常の体育の授業と同様の対応で、そのようにまた対応をしていきたいと考えております。ということで、柔道のみマニュアルについては現在作成を予定してございません。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 保護者の見学もいいということなんですけれど、先ほども申し上げましたように、幸剣会の方と話をしたところ、剣道ですと竹刀ですね、あれが少しでもちょっとささくれがあつたりすると、これは大変危険なことがあるということでございますので。なぜかと言うとささくれが面を打ったとき、どこかたたいたときなんてそうなんですけれど、そのときに、そのささくれが目に飛び込んでという事故がやはりないことはないということを言われておりますので、その竹刀、武具については特に注意をしていただきたいというぐあいに思います。それと柔道ですと、やはり受け身が一番重要なものだと思います。先日もテレビニュースで武道教育が始まるということで愛知県のほうでいろいろと先生方に教育されているところが出ておりましたけれど、そこでやはり注意されているのが首ですね、受け身に対しての首の問題が一番注意をしなければいけないということを言われておりますので、その点についていかがなものでしょうか、お願いします。

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 竹刀のささくれであるとか、あるいは柔道におけるその首の危険度の問題等、貴重なアドバイスをありがとうございました。各学校のほうへ校長会等を

通じて、このような状況もきちんと伝えながら、安全確保につきましては十分過ぎることはありませんので繰り返し指導しながら進めてまいりたいと、このように思います。
ありがとうございました。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 確かに安全の問題が一番重要だと思いますので、十分注意をしていただきたいというぐあいに思います。

それでは次に入ります。次に、柔道では畳を準備する時間、片づけにかかる時間も必要であると思いますので、そのためのロスタイムがやはり出るのではないかと。そうしますと、授業時間が少なくなるのではないのでしょうか。その点について伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（伊藤光幸君） 柔道の畳の準備の時間でございますが、柔道の授業、先ほど申しましたように冬季集中して実施するため、一度ひけば片づけることなく1日連続して使用するような状況となります。現在でも準備、片づけに要する時間については10分以内と聞いております。1日の最初の授業のときに準備をいたしまして、最後の授業で片づけをすればよいというような状況でございますので、1日に準備に要する時間については大きなロスタイムではないと考えております。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 今、言われましたように、ひきっ放しという格好になるわけですが、そうしますと武道場にひかれると思うんですけど、剣道とかほかの部活に対して邪魔にならないかと思うんですけど、その点はいかがでしょう。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（伊藤光幸君） もちろん、授業が終わってから部活が始まるというような形になりますので、授業が終わったときに片づけることになりますので、部活のほうには影響はないかと考えています。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） ちょっと今、自分も勘違いかなと思うんですけど、ひきっ放しと言われましたよね、畳は。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（伊藤光幸君） ひきっ放しというのは、1日の中で、要するに朝、初めの授業の前にひいて、それで1日の最後の授業のときに終わった後に片づけるということになりますので、その間についてはひきっ放しということでございます。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） わかりました。ちょっと私、勘違いしておりました。その授業がある間じゅう、12月から1月ですか、その間ずっとひきっ放しだというぐあいに勘違いをしておりました。申しわけありませんでした。

それから次に移ります。各学年で教育内容は違うと思いますが、各学年の内容を教えてください。例えば、歴史的なこととか法令のことなどいろいろありますけれど、具体的に何を教えるのか教えていただきたいと思います。

それと教育時間は、この必修が入るものですからトータル何時間になるんですか。その時間は体育時間が長くなるのか、それともほかの体育の内容が少なくなって短くなるのか、そこら辺をお伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 来年度、新しい学習指導要領の実施に伴いまして中学校の保健体育の授業時間数は年間105時間でございます。現行の保健体育の時間数が90時間ありますので、15時間増というようになります。この105時間のうち武道の時間は9時間程度を充てるということになっておりまして、現在、年間指導計画を各学校作成中でございます。各学校ともに最初の授業で武道の歴史を学習をいたします。また毎時間、授業の初めに座礼の仕方や道場での所作の礼法も学びます。その上で1年生では基本技を、2年、3年では応用技を学習してまいります。授業は一斉に、男女ともに一斉に指導をいたしますけれども、組み技と言いますか、生徒同士が組むことにつきましては、男子は男子生徒、女子は女子生徒と組んで授業、学習を進めると、こういうことになっております。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） わかりました。

それから次に入ります。学校における学習指導は、教師が指導することが基本であります。武道教育は特に専門的指導力を必要とする領域であり、安全かつ効果的に授業を進めていくためには教師の指導力を一層向上させるとともに、外部の専門的指導者の力を活用することは武道の必修化の趣旨を一層徹底する上で、極めて有効であると思っておりますので経験ある地域の方とか大学の専門家と連携するのは考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 町内の3中学校の保健体育担当者は有段者や講習経験者が多いものですから、現在は地域指導者との連携は予定をしておりますが、地域指導者等を講師として活用する制度は愛知県教育委員会が整備をしております。このような制度の活用も含めまして、今後、地域の指導者との連携について検討してまいりたいと、このように思っております。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） やはり武道というものは、なかなか難しいことでございますので専門家が入っていただけると助かるなというぐあいに思います。

最後に、幸田町教育概要に「安心・安全な環境の中、確かな学力を持ち、心身ともに健やかな人間に育ててほしい。それと豊かな人間力のためには、知・徳・体の調和のとれた子どもたちをはぐくむ教育」と書かれています。そしてある本には、武道のもつ教育的価値、生きる力をはぐくむとあります。最後に、教育長に武道教育の必修化に向けた取り組みについてのお考えをお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 学習指導要領の改訂によりまして、来年度から武道が必修となります。武道必修化には日本の伝統的な文化を継承し、人間形成を醸成するという教育的

な期待が込められていると思いますし、武道の学習を通して旺盛な気力や体力を養うこと、礼法やマナーの習得、他人を思いやる心や感謝の心の育成も期待をされるところであります。一方で、相手を崩したり投げたり、あるいは相手の構えを崩したりしかけたりと、武道特有の動きを伴う運動でありますので、安全確保には十分意を払って授業を展開することが求められると思います。

教育委員会といたしましても、生徒たちが楽しさ、喜びを味わいながら、また、ただいま御指摘いただきました安全面にも十分配慮をしながら、授業がなされるよう各学校を支援してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田久男君） 1番、中根秋男君の質問が終わりました。

ここで、昼食のため休憩といたします。午後は1時から会議を開きます。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番、浅井武光君の質問を許します。

7番、浅井武光君。

○7番（浅井武光君） 議長のお許しを得ましたので、通告順に従って質問をさせていただきます。今回の質問内容につきましては、幸田町が作成いたしました都市計画マスタープラン、こういうものの中でひとつ北部地域を中心とした質問内容にさせていただきたいと、こういうふうに思います。

御存じのとおり、相見駅開業も間近となってまいりました。その中で平成22年度作成の都市計画マスタープランでは新駅へのアクセス道路により公共交通の利便性を図るとされております。現状を見ますと安城幸田線、坂崎野場1号線、国道248号と主要道路が走り、新駅周辺の開発により土曜・日曜日に交通量が大変多くなっておる状態があります。なお、それに伴って交通渋滞の要因にもなっております。

そこでまず第1点お聞きしたいのは、22年度作成の幸田町都市計画マスタープラン、これについてお伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 幸田町の都市計画マスタープランについてですが、平成4年の都市計画法の改正によりまして、都市計画マスタープランは市町村の都市計画に関する基本的な方針を示すということで、土地利用とか都市施設の整備方針が示してございます。

幸田町においては、将来の都市像とかをつくってあり、計画目標年次についてはおおむね20年後の平成42年で、平成32年を中間年次としてございます。また大きな目標としましては、都市づくりの目標、将来都市フレーム、将来の都市構造等を記載してあるものでございます。

○議長（池田久男君） 7番、浅井君。

○7番（浅井武光君） 今、部長が申されたとおり、計画の目標年次、平成32年を中間として作成した、こういうことでありますけれども、今から私が説明、質問する内容につ

きましては、今すぐ2、3年のうち、また遅くても10年の間にある程度考えをまとめていただきたいと、そういう内容だというふうに自分では思っております。

そこでまず1点、相見駅開業に伴う北部地域のアクセス道路はということでありませうけども、町の計画及び具体的に整備を進める予定があるか、そこら辺をお聞かせ願いたいと、こういうふうに思います。

また通勤・通学者等に安心してできる道路整備も望むものであります。その辺について、考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 相見駅周辺の北部地域は、先ほど言いました都市マスの中で、将来都市像の中に3駅プラス1という形で位置づけ、相見駅周辺は都市拠点として駅を中心にコンパクトな一体的な市街地整備を図るというふうになってございます。現在、北部地域の道路網の現状でございますが、主要幹線道路の国道248号、それから都市幹線道路、安城幸田、地区幹線道路で坂崎野場1号線、それから芦谷高力線、相見線、永野菱池1号線などが、現在、整備済みでございます。今後、未整備のものについては、野場福岡線と六栗大草線が2路線ございまして、新規路線としては地区幹線の道路として3路線、補助幹線道路として1路線が計画をされています。

それで具体的な整備ということでございますが、都市計画マスタープラン、将来の都市像ということで、すぐにとというのがなかなかできるものがございませうが、現時点では野場福岡線、永野の水道山から福岡中学校の西の交差点までの道路でございますが、これにつきましては愛知県が事業主体で平成24年度から事業採択ということになります。それで幸田町内においては、用地が先行で確保してございますので、まずは幸田町内から着手をするという状況でございます。また本路線の岡崎市内の進捗状況にもよりますが、それによりまして相見駅の西からその本路線に接続する（仮称）相見福岡線でございますが、これについてもその岡崎市内の道路整備の状況によって幸田町の事業主体によって社会資本整備交付金に伴う事業で推進をしていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（池田久男君） 7番、浅井君。

○7番（浅井武光君） 今、部長が申されたとおり、既に24年度から社会資本整備という事業で、ある程度進めてくれよという返事でありました。ただ私が思うには、北部地域、特に坂崎学区を中心とした道路整備、こういうものも最重要ではないかなというふうに思っています。それにはお金、土地、そういうものが当然必要なわけでありませうけども、そこら辺の坂崎北部地域、特に久保田の眺めを踏まえた道路整備等については、マスタープランの中で道路ネットワークという格好で示されております。ですけども、これにつきましては、当初、部長が申されたとおり32年だということになりますと、我々はおるか、おらんかわからんという時期でありまして、私たちの子ども、孫等に十分その道が活用できるような、やっぱり計画早期実現、こういうものを願っておるものでございます。そこら辺について、答弁はお願いしたいと思えます。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 坂崎学区の都市計画マスタープランの中では、新規路線が先ほ

ど3路線ということでございまして、坂崎学区の道路網の整備ということで、都市的な道路ということでそういう3路線を位置づけしてありますが、当然、生活道の道路改良等については、また土木事業という形で都市施設としての位置づけはしてございません。現在、そういう生活道についてはまた別途の土木事業というので施行をするわけですが、今回の3路線については都市計画マスタープランの中にも整備機関ということで整備プログラムが掲げてあり、それについては現在平成28年度以降の施行という形になっていきますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 7番、浅井君。

○7番（浅井武光君） 今、答弁の中で28年以降ということでありまして、非常にこう時間がかかるということでもありますけども、このマスタープラン、計画する上で、今言った道路のネットワーク、こういうものをなぜそこで落としたりか、ある程度期待を町民あたりはしておられるというふうに思います。さらなる検討をしていただいて、検討10年という言葉が常に出ておりますけども、そうではなくて早く検討・実施に向けて頑張ってくださいと、こういうふうに願うものであります。その中で北部中学を中心とした学校があります。

そこで次の課題でありますけども、安心・安全で通学できる歩道幅の拡幅等の整備はということで、題を挙げておきました。これにつきましては、今現状、野場坂崎1号線におきましては道路幅につきましては車道が7メートル、歩道幅が2.5メートルということで、これにつきましては東側通行のみでありまして、信号機近くは御存じのとおり、パイプガードでしっかり安全を確保しておられるということでもありますけども、あと248へ行く道については、それぞれそういう肝心なところはガードパイプはしておりますけども、そのほかについてはやっていない状況だというふうに思っております。その中で一昨日、水野議員から質問がありましたとおり、10月末で16件の自転車の事故がありましたという報告も聞いたわけでもあります。そういうことをもって、やっぱり早急なる対応、こういうものもお願いしたいと、こういうふうに思っております。

現在、カメラガーデン、幸田への買い物・通勤等の影響で交通量が増大しているのは見てのとおりであります。したがって、今後は道路整備とあわせて、通学路の整備を行っていく必要があるのではないかというふうに思います。そこら辺の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 坂崎・長嶺・久保田の各区から北部中学へ通う通学としては、ちょうど坂崎野場1号が全員通られるということで、非常に重要な道路だというふうに認識しています。そしてこの道路につきましては、北部中学校の開校とあわせて、東側ですが片側のほうに自転車歩行車道を設置した経過がございます。それで、そのほかについては国道248号から安城幸田まで整理をしています。それで当路線、議員言われましたように来春新駅が開業するということで、駅への通勤者も早朝に集中する可能性もあり、かつ買い物で自転車利用による通行者もふえるというふうに思っています。現時点では片側で御理解願いたいんですが、将来的にその交通量がふえる状況によって整備状況を考えていきたいというふうに思っています。

また坂崎小学校の通学路でございますが、これについても国道248号の今、ガードパイプが設置をしてございますが、通学路が1.3キロ、248号で指定してございます。その中で、800メートルほどが今ガードパイプが設置してある状況でございます。それで、平成23年度、今年度ですが290メートルを彦左公園の西から坂崎石ノ塔と言いますか、セブンイレブンがある交差点までの間をガードパイプを施工していただけるという状況になってございます。残り210メートルですが、これについては随時、県のほうへ要望していきたいと。

また坂崎小学校全体でございますが、平成23年度でグリーンベルトの設置をしていきます。これについては、今まで町内で随時施行してきた中で、やっと坂崎小学校ということになります。現在、設計も起こして年度内での完了を目指していきます。

以上です。

○議長（池田久男君） 7番、浅井君。

○7番（浅井武光君） 今それぞれの件につきまして、粛々と事業を進めていくというような部長の答弁でありましたけども、要は新駅開業に伴ういろんな人が来られるわけがあります。先ほどもちょっと申し上げましたけども今、埼玉あたりでは非常に女子生徒、若い人ねらわれておるということが、この幸田町でも現実を帯びてくる可能性もあるわけであります。そこら辺も考えて、一刻も早くそこら辺の安全をやっていただきたい、安全設備をしていただきたいというのが本音であります。歩道の複線化、今は東側でありますけども、西側もということですけども、用地賠償だとかいろんな問題もあると思っておりますけども、早急にやっていただきたいというのが私の願いであります。やっぱり安心して安全で渡れる坂崎小学校を卒業したのが今97人、幸田北部中学校でお世話になっておるわけであります。今のところ、事故もなく、平穏無事と言いますか通学をしているわけでありますけども、これで先ほどエコの関係がありましておき、開業すると通勤者、自動車通学から自転車、徒歩というようにそれぞれ変わってくるだろうということも思いますので、そこら辺もやっぱり考えて、絵にかいたもちではなくて、本当に実現をしていただきたいというのがお願いであります。その中で今、北部中学の関係を言いましたけども、坂崎小学校も今、生徒もちょこちょこふえて今200人をちょっと切るぐらいになりました。新しい幸多の杜、こういう方々も今14名ぐらい小学校へ通っているわけであります。非常に環境がいいよということは言われますけども、道路整備、まだまだ歩道設置だとかそういうものについては、不備な点がいっぱいあると思っております。そこら辺は教育委員会を通じて、県の交通の関係する人々にお願いして歩道を1つでも多くつくっていただきたい、こういうふうな願いをしておるわけであります。先ほど部長が申されました248号のガードパイプ設置については、当局の御理解と御協力によって、今290メートルつきますということを知りました。これはひとつ安心でありますけども、我々も県へなかなか行って陳情ということはできませんけども、やっぱり町と一緒に働きかけ、早期の実現をしていきたい、こういうふうに思いますので、今後とも協力をお願いしたいと、こう思います。

最後に、3点目でありますけども、先ほどマスタープランの中で言いました道路ネットワークの中で、坂崎から相見駅への直通道路、こういうものが欠けておるといふか、

せっかくマスタープランの中で、おといて地域住民も早くできるかなというふうな気持ちを持っておられるということでもありますけども、まず、第1点は、国道248号彦左公園西より楠橋、いわゆる楠橋というのは、坂崎の上水道のどこまでが楠川であります。その以降旧248までが柳川というふうであります。そういうことで、この①、②について質問をしたいと、こういうふうに思います。特に、川を使って、道路幅を確保しながら通行するということが、非常に水害等対応する河川改修をまずやりながら、洪水等災害から人命、財産を守る治水機能と農業用水機能を確保しつつ道路整備をしていかないと、ただ道路広げて舗装してどうぞというわけにはいかんというふうに思っております。そこら辺の関係をまずお願いしたいと、こういうふうに思います。

また3番目には、国道248号弁天交差点より鮎切交差点までということでもありますけど、これについては、坂崎のグラウンドに行くあの道であります。それから、これについては、長嶺の工場団地、それから久保田の工場団地、現在、相見駅開業に伴って、将来幹線道路となり得ることだと、こういうふうに思います。そこら辺の整備と急務もお願いしたいということでもあります。この248号交差点から鮎切までは、今青塚という集落があります。その道路、角口をすぐ出ると道路が走るということ、非常に危険だと、南側については圃場整備の農地があります。非常に環境的には非常にいいわけですけども、こと道路ということになると非常に危険度が高いということでもありますので、ここら辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 今言われました3路線については、都市計画マスタープランの中で、議員言われるように、坂崎、長嶺、大草の方の新駅のアクセスとして重要であるということ、位置づけてあるということ、でございます。当面、①と②の路線ですが、これについては、柳川沿いを通ったり、橋のつけかえとか、いろいろ課題が、協議課題もあるということ、でございます。こういうものについても、先ほどお話ししましたが、マスタープランの中では整備計画が平成28年度以降というふうで位置づけられています。ただ、新駅の開業によって交通状況、それから、その道路を整備した場合に事業効果があるという判断が仰げば、また新たな補助採択の道が展開できるというふうに思います。いずれにしても、道路一本行きますと、最低でも5年かかる事業ですので、どこかで新規路線が一本あると、次へ事業着手できるのは5年後ぐらいということになりますので、すべてが同時施工というのは非常に今の財政状況下では困難です。しかしながら、こういう都市計画マスタープランによって将来的な計画を目安として、事務方として努力をしていきたいというふうに思っています。

○議長（池田久男君） 7番、浅井君。

○7番（浅井武光君） 今、5年という言葉が聞きました。非常にうれしい限りであります。今部長が言われるように、5年をめどに、1路線でも考えていくということだというふうに思っております。この今①から③までの関係につきまして、まだまだ検討を要する、計画を要することだと思いますけども、せっかくこうやって幸田町のマスタープランにのせた以上は、少しでも早く完成して地域住民のために頑張ってくださいたいなど、こ

ういうふうに思います。

最後になりますけども、駅勢圏の関係でありますけども、新駅が、要するにでき上がると、当然エコということで、自動車から歩き、自転車、そういうものによって変わっていくというふうに思っております。その中で、徒歩や自転車でのアクセスはどのようにルートを推奨して整備していくのか。相見駅開業に伴って、通学者以外に通勤者も車から自転車、徒歩へと転換がふえてくるのではないかとというふうに考えられます。そこで、それら歩行者、自転車を誘導していく必要もあるということです。したがって、歩行者、自動車道路の整備はどのように考えていくか、また新駅開業に伴って都市基盤整備だけに終わるものではなく、今後もしっかりとした整備を進め、効果を十二分に発揮できるよう取り組んでいただきたい、こういうふうに最後願うものであります。ここら辺のことをひとつ考え方を教えていただきたい、こういうふうに思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 先ほどの回答の中で、5年をめぐりということで議員言われましたが、一路線行うのに大体、最低補助事業の場合は5年間かかるということで、5年もしくは10年ぐらいかかる路線もあるんですが、それぐらいかかりますよということで、今回の新規3路線については、現時点では、何遍でも言うようですが、平成28年度以降が現時点での計画と、けども、現在交通量等の変化があれば早期に実現する可能性はあるということで、ただ、マスタープランに計画路線として掲げている以上は、町としては、その実現に努めるということでありますので、これはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから駅勢圏での徒歩のアクセスでございますが、きのうからも話があります。幸田町エコ通勤の普及促進とか、そういう点では自転車の促進ということで、事業を今展開をしています。もちろん新駅が開業されれば、車から自転車、徒歩への通勤は増加するというふうに想定されます。現在、相見駅周辺では相見の区画整理が展開されているわけですが、自転車・歩行者道の整備は、相見線と坂崎野場1号線、それから駅前線ということで、基本的には自転車と歩行者が通れる歩道ということで整備がされてまして、すべて3メートル以上の整備がされてます。区画整理区域内は、だから基本的には新駅へ行く歩行者の動線というんですか、そういうのは確保されてます。残念ながら、新駅、今の区画整理に行くまでがやはりまだ、議員言われるように北部からのアクセスというのは実現されてません。先ほども申し上げましたように、歩行者の安全を図るという点では、今後整備の課題であるというふうに思っています。ただ今年度、水野議員の質問にもお答えしましたけれども、国土交通省の中部整備局名古屋国道事務所によって自転車ネットワーク計画策定基礎調査ということで今年度実施します。そういう点で、その新駅周辺も含めて、どういう歩道が整備するのかということも基本的に考え、将来の交通量踏まえたルート選定をし、整備方策を求めていきたいというふうに思っています。何しろ相見駅周辺は都市計画マスタープランにおいて、北部地域の都市拠点というふうな位置づけにしています。幸田町3駅プラスワンという中で、この都市構造を形成するためにも、周辺に駅勢圏にかかわるコンパクトなまちづくりを形成していきたいというふうに思っています。

○議長（池田久男君） 7番、浅井君。

○7番（浅井武光君） 今言われましたけども、5年というのは、32年の中間計画でありまして、それが無理だと思いますけども、やっぱり計画がむだにならないように早期実現を目指して頑張っていたいただきたいというのが私の希望であります。そういうことで、北部中学校の生徒もおる中で、やっぱり安心して安全な道路網の整備、それから通学できる環境、こういうものを早期実現のために、北部地域については地域住民が本当に協力してくれるということを私は思っております。ですから、今部長が言われたように、5年はただ計画だとか、いろんな調査だよということではなくて、やっぱり実現のために頑張っていたきたい、こういうふうに思います。最後になりましたけども、今から北部地域、先ほど部長が言われましたとおり、3駅プラスワンという中の一つの中心拠点として、今後それぞれ進んでいこうというふうに思っております。その中で、幸田町の住民、また市外の方も当然利用されるというふうに思っております。そこら辺も考えて、実行、実のある計画にしていきたいと思います、こう思います。これで私の質問を終わりたいと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 議員言われましたように、北部地域の都市拠点ということで、都市計画はあくまでも都市マスタープランによって都市の将来像という位置づけでございます。すべてがそういうふうにはいかない状況がございますが、都市計画行政としては、それに近づける、それを達成するという職務がございます。そういう点では、北部地域にかかわらず、この都市計画マスタープランは全町挙げての計画でございますので、同じような視点を持って、安全なまちづくりを推進していきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 7番、浅井君の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時41分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番、都築一三君の質問を許します。

6番、都築一三君。

○6番（都築一三君） お許しをいただきましたので、通告に従い、町有地の有効活用から財政の健全化についてお伺いをいたします。

本年度決算における町民税の落ち込みは、かつてない落ち込みであります。歳入は1,134億4,359万円で、前年比と比べますと、11億9,653万円の減税であります。今日の日本経済を象徴している数字であると思います。町税全体では74億3,162万円で、昨年より5億8,086万円の減少、町民税全体の歳入では、2億6,661万円の減少であります。うちの個人町民税は3億5,152万円の減、固定資産税償却資産分設備投資抑制で3億7,342万円の減少であり、今後も我が国の経済は、デフレ経済と個人消費の落ち込みで、このように税収の落ち込みは避けられない状況が今後も続くと考えられ、大変な財政問題に発展していくであろうと私は推測をしております。

す。我が国の経済は、T P Pの参加により混乱は避けられず、見通しは明るいとは思われませんが、幸田町の財政指数は過去最高で、平成19年度1.64でしたが、単年度1.47から1.15へ、さらに平成23年度には1.05へと本年やっと回復と思いきや、東日本大震災、原発の放射能漏れ、円高・株価の下落、T P Pによる経済の混乱が予想されます。そこで、今のうちにできることを準備して取り組むかどうかお尋ねをいたします。

その一つは、町有地の整理統合、払い下げでございます。町有財産であろうと思われる市街化区域内のかつての水路敷、余剰地、これは土地改良から離れておると思いますが、どこが管理しているのか、また窓口は何課で一本化になっておるのかからお尋ねをいたします。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 町有地の状況でございますが、町有地には、無地番及び有地番の水路敷がございまして、これについては幸田町所有でございますので、土木課で管理をしています。なお、有地番で名義が土地改良区所有地というものについては、土地改良区の管理で行ってございます。

なお、窓口というか、払い下げの窓口については現在土木課で対応してます。なお、関係する課等があれば、土木課から調整をして手続を経るという形になっています。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 過去数年の処分実績と払い下げ価格の決め方、どのようにされておるのか、また、赤線とか青線とか住民には非常にわかりやすい手続であります。払い下げの簡単な手続のマニュアル等がありますか、お尋ねをいたします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 過去の実績でございますが、現在、過去4年間についての実績を報告させていただきます。件数については64件でございます。面積は2,543平方メートル、それで、特にこの中で有償と無償がございます。有償の面積については1,948平方メートル、無償については545平方メートルでございます。この有償についての金額でございますが、5,900万円でございます。

それから次に、払い下げ価格についての決め方でございますが、これにつきましては、固定資産税評価額を基準として、幸田町土木事業実施要綱の用地の買い上げ基準によって算出しています。

なお、本年度有償での払い下げが1件ございますが、その例を報告させていただきますと、平米当たり5万5,000円程度という状況でございます。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 今発表がございましたように、それなりの成果を得ておることがわかりました。今後も行政のむだ、無理、むら、こういったものが言われております。こういったことも十二分御配慮いただき、今後もこの払い下げがありましたら、どうぞこれからもやってもらいたいなと思っております。

次に、多くの町有地は区画整理、道路拡張等でやむなく移転を迫られた町民の代替地

としても使われていると思いますが、最近の実績、また、町施設で借地の公共施設も地価等々がこんな状態でございますので、値下がりをしている今、地主との契約で、地代の交渉や適正な地代の算定基準があり、地主と交渉しているのかお尋ねをいたします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、代替地等の実績でございます。平成22年度に1件、県道岡崎幸田線代替地として出しておるケースがございます。また、借地の関係でのお尋ねでございます。借地につきましては、公用及び公共の用に供する土地及び建物の賃借料算定基準というのを幸田町では持っております。その基準に基づきまして、基本的には借地をお願いをしておるところでございます。それで、この借地につきましては、私ども減らしていきたいということで、できるだけ必要なものは買い取り、買い取りができない場合には、借地料の軽減の協議を順次させていただいております。その担当課でございますけれども、その施設を管理しておる課が所管の窓口として交渉を行っております。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 町財政課が過去多くの町有地の管理を担当しているわけで、隣接者に販売し、先ほどから申し上げておるように、少しでも税収増を目指す方法が望みますが、どのような考え方であるのか、また、何か大きな問題でもあるのか、お尋ねをしたいと思います。民間で、道路の横にいろいろと大きなものはあるかもしれませんが、私の知る範囲では、細かい土地が眠っておるような感じがいたしておりますので、お尋ねをいたします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、固定資産税の関係で申し上げます、幸田町は、幸田町が持つておる限り非課税でありますので、税には一切結びつきません。これが民間の土地になれば、これが課税地になっていきますので、そういう意味で、財政的には使われておらない土地であるならば、また将来、利用の見込みもない、都市計画ですとか、そういうものにも支障が生じないと、そういうふうに見込まれる土地については、これは売り払っていく、そういう方向で整理をしていくべきであろうかというふうに思います。また、そういう際には、その土地が1筆で宅地等として利用が可能な土地であるならば、それは入札、競り売り等でより高く売る努力をしなければなりませんし、限られた方にしか売れない、そういう土地もございます。宅地の前の小規模な廃道敷だとか、そういうものについては、これは相対でまた協議をさせていただく、そういうふうなことになろうかと思っております。そこら辺で、何か大きな問題があるかということでございますけれども、問題がもしあるとするならば、最初に申し上げましたように、将来売ってしまったということがないような土地でなければならないということが第一であろうかと思っております。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 私たち住民にとりましては、町財政がこのようにだんだん逼迫している中で、少しでも有効に財政が豊かになるような方法はないかという発想のもとに質問でございます。

次に移ります。ちょっと聞きにくい質問でございますが、昔から、一般にいわゆる公務員の「三ない主義」ということが言われておりますが、この三ない主義というもの、これから脱皮しないと今後いろんな意味で住民の理解が得られない時代が必ず訪れると私は思います。この三ない主義という言葉をお尋ねをいたします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、先ほどの件でございます。売り払っていけば、町は管理もしなくて済みます。それから土地代が入ってまいります。さらに、ずっと固定資産税ということで収入が入ってきます。こちらは三方丸もうけでございます。そのようにできるものがあれば、そのように努力をしていきたいと思っております。

また、「三ない主義」を御承知かということでございますが、一般的に公務員をやゆする言われ方として、「おくれず、休まず、仕事せず」と、このような意味で言われておることかなというふうに思います。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 大変失礼なことを聞いております。私は一般論でこんなことを聞いておりますので、行政の先般諸氏が住民から何か頼まれたら、この3つを使えよということも聞いておりますので、これは一般論としての質問でございます。予算がない、人がない、前例がないということは、これ昔の公務員の方の一般論として受けとめております。私は今後、こんな方法ならできる、このようなやり方があるんじゃないかという提案型の行政が望まれるし、住民と協働・共助の考え方で、職員と住民の意識を今後変えて、そういった行政改革が事業仕分けでも指摘があるように、また社会的にもこの考え方は私は進んでいると思っております。いかがお考えでしょうか。いい意味で、幸田も変わったなと評判になる行政を望みます。行政姿勢についてお尋ねをいたします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 大変失礼いたしました。議員の指摘をされます「三ない主義」は、予算がない、それから人が少ない、前例がないという、その三ないだということで、ややもすると、我々ついついこういうことを申し上げてしまうようなケースもあるかと思っております。そういう点で、反省も込めましてでございます。御指摘のように、大変厳しい財政状況が続いてきます。冒頭の中で御指摘をされた内容で、明るい兆しというのか、そういうのがなかなか見えない中ではございますが、これは職員と住民が知恵を出しながら、提案型な、住民との共助・協働を進めていく、そういうことが今後ますます必要になってくるのではないかと、そのように思っております。職員もこれからは知恵を出し、お金がないなら、よく言われております、知恵を出せとか、そういうようなことで、やはり努力をしていく、そういう時代であろうかと思っております。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 御理解をいただきましてありがとうございます。

次の質問に移ってまいります。

私は、かねてより経営者の立場で、町内の観光百選、観光客誘致とまちおこしについてお尋ねをしております。

先ほど、財政の低迷の心配をいたしました。相見駅に大きな町税をつぎ込み、来春

には新しい駅が誕生いたします。これは今後のまちの発展に期待すべきところ大でございます。同時に、相見駅、幸田駅、三ヶ根駅プラスワンの町民会館を活用した、いわゆる3駅プラスワンの幸田町の観光開発、いわゆるまちおこしをすべきだと思いますが、お考えはございませんでしょうか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（烏居元治君） まちおこしを観光面から考えてまいりますと、3駅プラスワンの各拠点をいってみれば結ぶ観光コース、これはパンフレット等を作成いたしましてPRに努めていきたいと考えております。また、JR東海に対しましては、現駅でございますが、幸田駅、あるいは三ヶ根駅におきましてJRさわやかウォーキングが実施されております。ぜひ、今回オープンいたします相見駅も同様に開催されるように要望をしていきたいと、かように思っております。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） さわやかウォーキングとか、こういったものが非常に多くのお客様が幸田町に来られておることは承知をいたしております。さらなる発展を目指しての質問でございます。幸田駅前の再開発も進行しています。そこで幸田町のさらなる発展を目指すために、今ある観光資源と結びつけて、町内外からお客様に来ていただき、経済的に発展をさせる策、また仕組みがなければ、新駅に関してもだれも降車しない通過駅になってしまいます。これでいいのでしょうか。これではせっかくお金をかけた立派な駅がむだになってしまいます。このような歴史に残る大きなプロジェクトをむだにしないためにも、ソフト面を充実させて幸田の町内外から観光客を呼びこようと、経済力アップの必要性があると考えております。いかがお考えでしょうか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（烏居元治君） 相見駅には、次年度24年度におきまして観光案内板を設けてまいりたいというふうに進めております。それから観光パンフレット、あるいはリーフレットにつきましては、やはり相見駅からの観光ルートを載せたものを更新をさせていただきたいと、かように思っている次第でございます。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 人を駅でおろす力、おりていただく力、これは近くにショッピングセンター等々いろいろありますが、日本全国置いた大型店はいっぱいあるわけございまして、目新しいショッピングセンターやイベントを打っても、看板つけただけでは、一時的には効果があるかと思いますが、長期的に難しいと思われま。なぜなら、都会的なもの、おしゃれなもの、これは電車で30分もかければ巨大都市名古屋に行ける、何でもそろっています。幸田が唯一売りにできるもの、その魅力は、私は田舎力だと思います。人が温かく、人情と元気で、おいしい空気に触れ、この田舎を売りにすることで、ただの通過駅にさせずに、積み、観光客を呼ぶという構想でございます。町民は、灯台下暗らし、大変失礼でございますが、私たちには町内の名所・旧跡、そういうものが多々あるのに知らな過ぎるなと私は感じております。幸田町におきましては、このような立派なところがたくさんあると私は認識をいたしておりますが、どのような見識でございましょうか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 相見駅を拠点といたしまして、社寺・仏閣、そして各施設をめぐりながら、ハイキング兼ねた周遊コース、それから駅と駅を結ぶ、そのような観光ルート、このようなものを今後考えていきたいというふうに思っております。

なお、観光パンフレットにつきましては、幸田、三ヶ根駅をそれぞれ中心とした周遊観光コースを既に載せておる次第でございます。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 部長がおっしゃるように、私も産業課に参りまして、また町民に配られておりますパンフレット等を見ますと、非常によく考えられております。素晴らしいパンフレットはたくさん準備はされておると思っています。このパンフレット等々、本当に住民がこのパンフレットを認識し、ふるさとへ持っていったり、近隣の友人・知人に持っていったのかなと思ったら、どうもそれもないなという感じが受けます。この立派なパンフレットを今答弁のように、今後もあらゆる方法を使って、生かしてもらって、今後も、今答弁のような活性化に向けたパンフレットもつくってもらいたいなと思っております。

少々私なりの見解を申し上げます。新駅相見駅からいえば、大草の浄土寺、この浄土寺は、奈良県の興福寺に次ぐ2番目に古い十二神将がそろっています。御本尊も50年に1回御開帳され、学芸員の方がいろいろと調査をしておられます。大変貴重なものがございます。また、浄土寺前の山から出土した土器、閻魔川から村人が掘り起こした仁王像など保存されております。図書館ギャラリーで宝物展が開催されましたが、ごらんいただけましたでしょうか。また、昔この辺に七坊といまして、7つのお寺があり、由緒ある歴史探訪のできる地域で、非常に魅力のあるところだと私は思っております。近くには、陣屋の跡地、大草神社大池、猿田彦神社、ゴルフ場、ゴルフ練習場、幸田神社健康の道などがあり、大池周辺では、サクラ祭りが春には開催されます。三河湾国定公園の私は名が泣いておると、いつも感じております。お正月には、猿田彦神社浮身堂の弁天祭りが開始され、大変にぎわってはおります。町内にはこのような施設が探せばたくさんあります。グルメを絡め、観光マップをつくるのにいい制度はありませんでしょうか。また、観光百選の看板も効果があると考えます。また、文化財保護委員の皆様と幸田町観光協会、幸田商工会、また敬人会青年部、これは後ほど説明しますが、お年寄りや元気ない人をお願いして観光案内人を請け負っていただいたり、お金をかけずに幸田町を元気にすることが今必要であると考えます。既に私のところに「史跡を訪ねてウォーキング」の冊子をつくっていただいた方がおられ、本当に頭が下がります。これを当局に提案させていただきます。こういった町民の方で、非常にこの幸田町のすばらしいところ、町内外にお知らせしようという方は多々あります。これについて、御存じなのか質問をいたします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） パンフレットを用いた広範な宣伝、それについては、私も機会があるたびに、あるいは施設等の会場に配置をより広げ、活用を図ってまいりたいと、かように思います。

それから浄土寺さんの関係でございますけども、私も昨年度開催されました文化振興展におきまして、そのときに図書館、あるいはお寺の方を訪ねさせていただきました。大変貴重なものであると私も感じとってございまして、町としても大切にしていきたいと、かように思っております。

それから観光百選、あるいは案内人の件でございますが、現在は町にはございません。なお、今後の研究課題とさせていただきたいというふうに思っております。

それからグルメと申しますか、食事どころ等絡めたマップということでございますが、やはり町内の産業の活性化等にもつながるということでございます。折しも今年度から新しく取り組んでおります産業活性化支援事業、これが適用できるというふうに思っております。その向きには相談をいただけたらと、かように思います。

それから、先ほど紹介いただきました事案については、ちょっと残念ではございますが、ちょっと私の方、承知をしております。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 先ほど申し上げました観光案内人には、こんなのを活用したらという提案をいたしました。この老人クラブという名前が余りよくないということで、出雲市では、名前を変えられました。名前を変えられましたのは、元市長の岩國哲人さんでございます。哲人さんは、私もお会いしましたが、当初800人しか老人クラブの会員がおられなかったのが、名前を変えられました、敬人会。そこそこのお金と暇と知恵がある、この老人クラブ対象の方に、当初800人だった会員が名前を敬人会という名前に変えられましたら、なぜか1,000人ふえて、1,800人になったそうでございます。当時。大分前の話でございますが、名前を、最近幸田町見ると、老人クラブ、なかなか入り手がないなんて言っておられますが、少し、ちょっと知恵を絞って、名前でもこんなに変わるのかなという思いもあります。とにかく元気のいい高齢者の方々を生かしたことは、そういったことは今後の行政に非常に役に立つのではないかなということで、敬人会という名前を使わせていただきました。また、深溝の本光寺、皆様御存じのように、有名になりました。深溝松平家所蔵のお宝が墳墓から出土し、小判、ガラス、印ろう、すばらしい物が出土いたしましたのは皆様御存じのとおりでございます。また、あじさい、梅、ツバキも全国的に有名でございまして、季節には多くの方がそれぞれの花の季節に訪れるようになりました。お寺の宝物館には貴重な品々があります。ほかに町で管理をされている例えばびょうぶとか、そういったものがあると思っております。今後の保存管理、こういったものも検討されておるようでございますが、今後どのようにされるのか、教えていただければありがたいと思っております。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 出雲市の事案につきましては、ありがとうございます。今後の展開の中で大いに参考とさせていただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（伊藤光幸君） 町宝物館、資料館の建設予定という御質問でございますが、資料館につきましては、歴史交流センターとして平成26年整備を計画しておりましたが、3月11日以降、急激な経済状況悪化によりまして税収の大幅な減が見込まれ、早期な

回復が期待できない状況でございますので、町といたしましては、計画を見直ざるを得ないような状況となっております。現老朽化、資料館の老朽化によりまして、新資料館につきましては早急に取り組むべき課題ではございますが、現時点では建設計画を立てることはできないような状況となっております。また、出土品の保存、保管品の保存等の考えでございますが、現時点で、町の方で保管しておるものが、これは町の図書館の書庫でございますが、5点ほどございます。肖像画が3点、びょうぶが1点、曼陀羅図が1点ございまして、これにつきましては、管理、維持、修繕のために保管しておるものでございますが、資料館のめどが立たないような状況がございますので、今後また、本光寺の意向を適して、今後の対応を決めざるを得ないかなと考えております。

さらに出土品、墓所から出た品物があるわけでございますが、これにつきましては、現在、奈良文化財研究所などで調査研究中でございます。まだ、かなりかかると聞いておりますが、調査終わったものにつきましては、寄託を受けるのではなく、これは所有者は松平家の御当主でございます。深溝松平家の御当主でございますが、本光寺が管理を任されているものでございますが、本光寺に返還をいたしまして、修繕につきましては、町の文化財に指定されておりますので、通常の文化財維持修繕費補助で対応いたしまして順次修繕を行っていくことを考えておりますので、これにつきましても、本光寺の方と確認を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 本当にすばらしい物が出土したものだなと、町民の皆様ともどもに思っております。本当に調査の経費とか保存の費用等々考えられておりますが、大変町政の逼迫した財政の中では無理かなという認識も持っております。今後、何とか、長期ビジョンでも結構でございますので、この財産を守っていく、町の本当に宝だという、市民は思っておりますので、今後ひとつ時間がかかりましても、この宝の保存はぜひお願いをしてまいりたいと思います。

それからもう1つ、幸田町の大きな財産といえば、皆様御存じの三河漫才がございません。文化的芸能幸田町にはあります。この保存会の皆さんが後継者育成に向け努力されております。また、大草神社にも立派な古い神楽殿がございまして、巫女舞を非常に長く続け、子どもたちに伝承を続けておりますし、幸田小学校に出向いて、笛とかそういったものも教えておる方もございます。また、ちゃらぼこを研究してみえる方も幸田町内にはございますし、また伝統的な花火、これも新聞で紹介されておりますので、御存じかと思っております。伝統的技術や伝統芸能が数々ございます。ほかの地区にも自慢するべきものがあるはずでございます。私だけでもこれだけ知っておりますので、ぜひ、この土地にはこんなものがあるぞということをどんと発表してもらえたらありがたいなと思っておりますし、この文化的財産を活用することが巨大な予算を使わずに幸田町に人を呼び込める大きな手だてであると、可能性があるというふうに私は思っております。現在このような伝統的な人材、事柄、後継者育成と幸田町の無形・有形の財産の調査、PRがございましたら、お尋ねをいたします。ふるさと町民の松平家の方も御町民となっておりますので、深い御理解をいただいておりますんじやないかなとも思いま

す。こんな無形・有形の財産、私が申し上げたもの以外にありましたら、お答えをお願いいたします。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（伊藤光幸君） 漫才と後継者育成でございますが、現在、保存会の方が会員13名見えるわけございまして、30代の方もみえます。40代の方もみえるわけございまして、少しずつ若い方も入っていただいているのではないかと考えております。また、これは中央小学校に漫才クラブがございますので、保存会の方もそこへ出向いていただいて、御指導等もいただいているわけございまして、そういう方面でも、今後跡を継ぐ方ができてくれればありがたいなと考えているような状況でございます。文化財の発掘でございますが、なかなか教育委員会では、本光寺の・・・が手いっぱい状況でございますが、順次調査等実施いたしまして、また、新たな掘り起こしにつきましても、地域の方からの情報とか、文化財保護委員の方に御協力いただいて、情報収集をして進めてまいりたいと考えております。

PRでございますが、三河漫才については、町もホームページで紹介をしております。また教育委員会といたしましても、文化財のマップ等を今後製作しまして、町の有形・無形文化財、このPRを積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 今後もこの調査、調査もさることながら、生のPRですか、パンフレットに命を吹き込むような、元気の出る、こういった人づくり、そういったものが非常に望まれるところだと思っております。また私は、もう一つ提案をいたします。

幸田町の田園風景と農産物が幸田の観光化に大きな役割を今後、今も果たしていると思います。先日、23号線にある道の駅で、筆柿の里入場者100万人のお祝いございまして、町長初め御当局の皆さんがお祝いに駆けつけられました。私もちょっとおくれましたが、その日には筆柿の里へ行きました。この幸田町の田園風景は、そこにもたくさんの方が販売されておりましたけども、この幸田町の田園風景はすばらしい田園風景だと考えております。春には、ツクシ、ワラビ、ゼンマイ、タラの芽、トウダイの芽、秋には稲穂をスケッチしたりする田園が都市部では味わうことのできない風景が、これが私は財産だと思っております。

そこで、私はひとつ入場料をいただき、元気な高齢者の皆さんに頑張ってもらって、観光農園を勧めることを考えています。春にはタケノコ、シイタケ、ジャガイモ、タマネギ、夏にはスイカ刈り、ナス刈り、キュウリとり、カボチャ刈り、ウリ、トウガンなど夏野菜、また秋にはキノコ、シイタケ、こういうものがたくさんあるのに、これを観光資源にしない手はないというふうに考えております。また、筆柿、ナシ、ビワ、夏には畑にある芋掘り、里芋掘り、チンゲンサイ、豆にニラとかいろんな野菜が植えられておりますので、このハウレンソウもあります。また、畑にはきれいなお花畑もございまして。こういったものがお花ができて、新駅でおりましたお客様に来園者になっていただき、収穫体験ととりたての野菜、また、お肉でも置いていただければバーベキュー、農家の庭は非常に広うございまして、希望者に参加してもらって、この観光農園づくり

をやって、有料で元気な高齢者の方に頑張ってもらって、お客さんとともに喜びを分かち合ってもらったらいじゃないかなというのがこの観光農園の発想でございます。また、幸田町内には有人、無人の果物・野菜の販売所があります。非常にコンビニの前の販売所にぎわっておりまして、本当に野菜を持ち寄ってコミュニケーションも行われておるし、それから、少しばかりの収入を、本当に毎月1日に集計されて、これ喜んで、非常に生きがいに感じて頑張っておられます。これ私、町内歩きますと随所に販売所がございます。この販売所を観光案内所に協力していただいて、もうちょっと向こう行くと、こんないいところあるよとかいうことで、ぜひメリットもどんどん、この観光の販売所が観光案内所を兼ね、これも一つのやり方じゃないかなと思っておりますので、この販売所が法的には許可しておらないかもしれませんが、随所にありますんで、この販売所は町内に何か所あるでしょうか、おわかりになったら、お答えをお願いいたします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 観光農園につきましては、以前検討もさせていただいたことがございますが、残念ながら、実現には至ってございません。

それから販売所の関係でございますけども、こちらについては届け出の義務等はありません。それで、現地を確認等した部分で申し上げたいと思います。個人の倉庫等で、有人で販売をされている箇所、それが12件、私どものカウントではございます。それから空き地等で、無人で販売がされてる、これが13件ございました。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） ありがとうございます。本当によく調べていただきました。感謝をいたします。相見駅が再三申し上げておりますように、来春オープンいたしますが、またとないオープンはチャンスだと思います。オープン記念セールとか、オープン記念イベントを我々商工業者がうまく町のPRに乗っかって、経済の活性化にひとつにでも役に立ったらいいなということは常々考えていることだけはお伝えをいたしておきます。

それから、3駅からそれぞれの観光コースを、先ほど言いましたように、ウォーキングマップ等つくり、インターネットとか、先ほどの観光案内人とか、観光百選の看板をつくってムードを盛り上げるとか、駅から・・・ウォーキングということで、まちおこしに力を入れて、今後もこの幸田町が元気で楽しく住民が暮らせるような方策とエネルギーを送っていただけたらと思っております。

最後に、随意契約から一般競争入札についてお尋ねをいたします。

地方自治法の234条によりますと、一般競争入札が非常に望ましいんだといったことも書いてありますし、また問題点も書いてございます。ごみの一般競争入札におきまして、先回私が質問いたしました。そして、非常に大きな成果をおさめておられました。本当にびっくりいたしました。この事例をもとに、今後も物品によりましては、大変随意契約にならなきゃならないもの多々あると思います。ところが流れは、行政改革におきまして、随意契約から一般競争入札やるんだという、この意気込みだけは持ってもらいたいなと思っております。先般お尋ねした一般競争入札をやられて成果を出されたこのごみの入札が来年度行われるかと思いますが、もし日時等々決まっておりますら、この随意契約から一般競争入札へ移っていくんだという意気込み、方針、こうい

うものもあわせてお尋ねをいたします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） まず、まちおこしの部分の最後の質問に対して回答させていただきます。

私ども観光紙等の部分につきましては、先ほども申しあげましたパンフレット等改めましてリーフレット添えて、県下では県庁初め県の西三事務所、あるいは刈谷のハイウェイオアシス、そして町内におきましては、役場始め道の駅、そして三ヶ根駅等に配置をして大いに宣伝に努めていきたいというふうに思っております。また、町外からお越しの会議等、もし資料が配られるという機会があれば、大いに配って宣伝をさせていただきます、かように思っております。またさらには、今回、相見駅の自由通路に総合案内板設置を予定されております。そのテレビモニターの画面を使って、できましたら、幸田町のPR、例えばお祭りとか、観光資源等も盛り込めたらというものも研究していきたいというふうに思っております。

それから観光につきましては、観光協会にてホームページがつけられてございます。その中に観光コース等も含めて宣伝に努めてまいります。そういうことをいたしまして、観光百選、あるいは案内人等ございませぬけども、観光と町のにぎわいを保てるような動きをとっていきたいというふうに思っております。

それから次に、一般廃棄物の収集運搬、こちらの契約予定の関係でございますけども、現在の予定におきましては、来年24年の4月に委託可能な業者を選定いたしまして、指名競争入札によりまして実施していきたいと、なお、契約につきましては、予定でございますが、6月からの3年の長期継続契約を目指していきたいというように目下考えている次第でございます。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） お答えありがとうございました。いずれにしても、今部長がおっしゃいましたように、この観光課、財政の健全化に向けて、町民と行政と農協、商工会、各種団体が力を合わせて当然やっていかないと成功しないと思いますが、行政の皆様その熱意、そういったものがパンフレットとか、そういうものを越えた熱意も非常に大切なことかと思っておりますので、これで私の質問を終わります。

○議長（池田久男君） 6番、都築一三君の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は12月12日月曜日午前9時から再開いたします。

本日、一般質問された方は、議会だより用の原稿を12月19日月曜日までに提出をお願いします。

長時間お疲れさまでした。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午後 2時27分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成23年12月 9日

議 長 池 田 久 男

議 員 志 賀 恒 男

議 員 鈴 木 雅 史